

## 平成28年第4回御宿町議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成28年11月17日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定  
に関する協議について
- 日程第 3 議案第 2号 御宿町立保育所型認定こども園条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3号 御宿町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用  
等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4号 御宿町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6号 町道路線の認定について
- 日程第 8 議案第 7号 町道路線の廃止について
- 日程第 9 議案第 8号 平成28年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 9号 平成28年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第10号 平成28年度御宿町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第12 発議第 1号 一般財源による公立保育所の運営を廃止し、直接補助制度に戻す  
ことを求める意見書の提出について
- 日程第13 発議第 2号 保育士の大幅な処遇改善を求める意見書の提出について
- 日程第14 発議第 3号 家計における子育て費用の軽減のため保育料を低減させる制度の  
拡充を求める意見書の提出について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1 番	瀧 口 義 雄 君	2 番	北 村 昭 彦 君
3 番	堀 川 賢 治 君	4 番	大 地 達 夫 君
5 番	滝 口 一 浩 君	6 番	貝 塚 嘉 軼 君
7 番	伊 藤 博 明 君	8 番	土 井 茂 夫 君
9 番	大 野 吉 弘 君	10 番	石 井 芳 清 君
11 番	高 橋 金 幹 君	12 番	小 川 征 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石 田 義 廣 君	教 育 長	浅 野 祥 雄 君
総 務 課 長	大 竹 伸 弘 君	企画財政課長	田 邊 義 博 君
産業観光課長	吉 野 信 次 君	教 育 課 長	金 井 亜 紀 子 君
建設環境課長	殿 岡 豊 君	税務住民課長	齋 藤 浩 君
保健福祉課長	埋 田 禎 久 君	会 計 室 長	岩 瀬 晴 美 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 辺 晴 久 君	主 事	鶴 岡 弓 子 君
---------	-----------	-----	-----------

---

◎開議の宣告

○議長（大地達夫君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

（午前 9時32分）

---

◎一般質問

○議長（大地達夫君） 日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は90分です。質問者も答弁者も簡潔をお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問については3回を超えることができないことになっておりますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

---

◇ 瀧 口 義 雄 君

○議長（大地達夫君） 通告順により、1番、瀧口義雄君、登壇の上、質問願います。

（1番 瀧口義雄君 登壇）

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

議長の許可がありましたので、質問させていただきます。

また、質問の順番を多少変更することをご了解願いたいと思います。議長、よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

順番が、1の2から行きたいと思いますので。

御宿町は30数年前から、故滝口栄蔵町長、また観光協会長の金井英一郎氏がともに夏だけの海水浴場だけでなく、通年型、四季型観光を目指しリゾートへの転換を図る政策を打ち出しておりました。当時は県内でも観光に対してはトップランナーだと思っておりました。今の現状を見ると、どうなってしまったんだろうという思いもあります。

当時、観光が御宿の産業の基幹だと提唱しておりました。政府が今掲げている地方創生総合戦略の先端を行っていたのではないかと考えております。そういう中で、いろいろと事業はありますけれども、事業はうまくいくときも失敗することもあります。民間企業でしたら、失敗したとき原因を検証しながら試行錯誤を繰り返して事業を実施していきます。当然責任とご褒美がついてまいります。うまくいったときはもっとよくなるようにと頑張ります。それが事業です。民間企業は当然そうしております。よい例を一つ上げれば、エビアミー号でこの交通関係の利便性が大変向上しただけでなく、高齢者の生活に安心感ができてきました。さらによくなったのは、停留所が増設されたことでございます。そしてこれからは障害者が利用ができるようにするとともに、空白の時間帯をなくすことや運行時間の短縮をすればパーフェクトな事業になるのではないかなと考えております。

それでは、事業の検証と改善について。

事業は計画、事業立案、予算編成、議決、事業執行、効果の検証、課題の検証・整理ですね、改善というような流れで大体行っておるのではないかなと考えております。今回はその挙げる3つの例としてうまくいかなかった例を挙げてみたいと思っております。そして今後、それがどういう形の中で改善されて事業に活かされていくのかということをごたじしていきたいと思っております。

平成25年度温泉まちづくり事業1,350万円、これの補助金の返還と減額等についてお聞きしたいと思っておりますけれども、まず入湯税ですね、これは温泉ですから入湯税がついて回ります。平成24年と、あと独自に組合をつくって2社が参入した後の平成27年度の決算で入湯税がどう変化したかお聞きしたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） ただいま議員ご質問の平成24年度、平成27年度の入湯税の決算額についてお答えします。

平成24年度、金額で60万4,350円、平成27年度113万6,250円、53万1,900円の増でございます。

○1番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

入湯税だけでアバウト2倍ぐらいになったと、大変なその貢献があったのではないかなと思っています。現在はそういう形で行っておりますけれども、なぜこの事業は破綻したのかということを検証しながら今後どういう形でいっていくのかというこの2点に絞ってお聞きしたいと思いますけれども、事業の流れとして平成25年12月の定例議会の町長の答弁についてお聞きしたいんですけれども、まず観光協会は一般社団法人になっております。平成25年の理事会、この温泉事業についてのことですけれども、それと平成25年4月17日に宿泊委員会の全体会議、平成25年5月16日に社員総会、これは民間の企業でいえば株主総会ですね。そういうところで温泉事業社団法人として承認の手続がなされておりました。

一般社団法人と民間企業との契約を町長は10月31日、当時ですね、次の日、11月に観光協会とその温泉元の企業と提携する話を、夕方、協会長を呼んで規約を破棄させました。このことについてちょっとお聞きしたいと思います。

これ議事録から抜いたものですが、法人と法人との契約中止をさせた法的根拠を聞きました、議会で。何の法的根拠をもって中止させたのかというと、町長、これは議事録のとおりです。法的根拠は後で調べればわかりますと。誰かがないんだよという声がありましたと。町長、あるとかないとかは調べればわかると思いますと。

私の質問ですけれども、じゃ、それをしてくださいと言ってちょうど3年たちますので、法的根拠をまず最初に示していただければと思います。法的根拠は、価格が高いとか企業云々ではなくて、その中止させた法的な根拠、民民の契約に対して一般社団法人と民間企業が契約すると、経営云々ではなくて何をもって町長の権限で中止させたのかと。この事業に対しては、観光協会が事業主体となるということで総務省のほうの認可もおりておるといことですが、まずその調べればわかると言って、私は調べてもわかりませんでしたというので、町長、町長の答弁ですから法的根拠を教えてくださいたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 温泉まちづくり事業についてのご質問でございますが、少し申し上げたいと思いますが、この温泉まちづくり事業……

○1番（瀧口義雄君） 町長、ちょっと話し中悪いんですけれども、事業計画とかそういうのは全部議会に報告をもらっておりますので、法的根拠だけで結構です。きのうみたいに質問時間がなくなってしまうので、法的根拠だけで結構でございます。どういう権限でやったかと。答弁途中なんですけれども、経過は全部報告書をいただいておりますので、了解しており

ますから。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 端的に物事を言ったときに、その説明がやっぱり少し加わらないと中身がわからない部分がありますから、それはお許しいただきたいと思うんですが。

（瀧口議員「どうぞ」と呼ぶ）

○町長（石田義廣君） この温泉まちづくり事業について、今、社団法人のほうで承認されたとおっしゃっていましたが、総会について説明はありましたけれども、経過の中で価格の関係とか利用する方々の数の関係とか非常に私はこの将来の社団法人の経営、非常に危惧しました。大変なことになるなど。そういう中で協会長とお話をした中で、少し表現は強かったかもわかりませんが、よく考えてくださいと。直接中止、やめろとかそういうことは、私は言っておりません。法的根拠はあるかないかということにつきましては、私は、簡単に申し上げますと、法的根拠は今持っておりませんが、ただ、私の長の立場として社団法人観光協会を見た場合、これは助言なり、提言なりなんなりしなくちゃいけないと。この先々を見た場合に、非常にもう私は懸念、危惧しましたから、そのように申し上げた。

○1番（瀧口義雄君） それは前にも言ってありますよね。法的根拠は後で調べればわかりますということなんですが、事業のその計画がどうなっているかここで議論したら、これで終わっちゃいますけれども、事業計画自体が、現状認識がなかったと。というのは、観光協会の臨時職員にそれを全部任せたこと自体が間違いであったと。その計画自体もなかなか、タンクローリーをやめればいいという話と、4万円、3万円プラスでそういう話もある中で、3万円上がって36万円です。そういう中で、それが赤字になる云々というのは、定額制で料金を取れば別段問題なかったし、タンクローリーをやめて各自で取りに行くという形態をとれば全く問題なかったと。

それと、金額はともかく30万円で事業者はマンションに温泉を提供していると。それを例えば、たとえ7万円としても23万円のダウンを要求されてくるという中で、観光のためならということで引き受けたわけですよ。それが二十、今度4万円だったら26万円へ減額しろと、年間300万円以上の損害を受けると、それでも町のためになるならということで協力をいただいたと。3万円が出せないとか高いとかいう議論をここでするつもりはございませんし、最初のスタートが川のそばの温泉を供給してもらうという中で、1社当たり70万円の保証金とプラス立米幾らという中で、到底だめだったという中で、最初から両方に向け合えばいいのに、行き詰まった中で相談が来た中で、今の源泉元が町のためという中でいったわけですがけれども、やめ

ろと言っていないとか言っているとか、きのうの費用対効果と同じ話になっちゃうじゃないですか。

観光協会長が元湯さんのところに、これ名前を出すの了解していますから、行ってボイスレコーダーにとられているんですよ、町長がやめろと言ったからという。ボイスレコーダーにとることを了解して協会長は話していますよ。法的根拠は後で調べればわかると、町長の立場でやめろと言ったのではないんですよ、こういう書き方、言い方をしているんです。法的根拠は後で調べればわかりますと。あるとかないとか調べればわかると思いますと、だから聞いているんですよ。どうぞ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほども申し上げましたけれども、この温泉まちづくり事業、途中から経過の中で価格がかなり変動してきて将来の経営が非常に懸念されたということで機関決定を、総会ของときは説明されておりますけれども、事業の内容を、こういう形で中身がすごく変わってきたから、これは決定する前に契約とか決定する前に観光協会の機関の中で会議にかけて決定されたほうがいいんじゃないですかという、私にご助言といいますかご提言をさせていただきました。それがずっとかなりの長い間できなかつた。だからほかの案を持ってきてご提案させていただいたということでございます。

○1番（瀧口義雄君） それは提案であって、私の聞いているのをすりかえないでくださいよ。法的根拠は後で調べればわかりますと答弁しているんですよ。答弁していなかったら聞かないです、3年間待ちました。それだけなんです。指導とかそういうのじゃなくて、法的根拠があるという言い方をして、後で調べればわかるという言い方をしているから聞いているんですよ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 観光協会は社団法人であります、私は町の長でございます。預かる立場でございます。そういう中で、私はどうしても一言といいますか、提言なり助言をしなかつた。それは何という法律で第何条に基づくものではありませんが、私はそのように考えて物事を申し上げたわけでありまして。

○1番（瀧口義雄君） そういう話ではないでしょう。民民の契約、赤字云々というなら、パークゴルフで年間200万円ぐらいですか。そのくらいで3年間赤字、それに補填してくれと言ったって、補填してくれなかつたじゃないですか。そういう中で600万円以上の赤字を出して、契約どおりやってきたと。そういう中で、それを何とかしてやってくれと言っても、これはそういう形の契約だからできないと、同じようなこと言っているの。私は長と協会の関係、社団

法人になる前からの関係も、ここにいる人はみんな知っていますよ。そういう中で赤字にならない方法もあるというご提案もあったし、補助金、宿泊関係の補助金を大野議員、協会長、貝塚議員、何度言ってもあなたは返事してくれなかった。そういう中で、自分が勧誘するときは10万円と赤字の補填の話まで出していると。それは何なんですかという話はここではしません。

私の1点聞いているのは、法的根拠は後で調べればわかりますと言って3年待って聞いたら、そんなものはないと。それは確かに、協会長はその3時ごろまで私たち一緒でした。電話で呼び出されて、誰がどうやってリークしたのか、それも前に聞きましたけれども、そういう中で法的根拠は後で調べればわかりますと。あるとかないとか調べればわかると思いますと言っているのだから聞いているんですよ。それだけです。指導とかそういうのはわかりますよ。すみません、議事録に基づいて聞いているんです。言った言わないの世界じゃないんです。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私の責任といえますか、責任の面で私はそう言わざるを得ないといえますか、言ったほうがいと自分で判断しましたので言いましたけれども、このことについて、例えば後で法律を見てそのことは、そういうことはどういう、法何条に基づきとか、それは何かに関係してくるかもわかりませんが、私はそういうことは調べておりませんが、私の責任の所在の中で、責任の範囲の中でご指摘を申し上げたわけでございます。

○1番（瀧口義雄君） 観光協会は独立した法人ですよ。町から補助金をもらって指定管理者かもしれません、だからさっき言ったように、じゃ、パークゴルフで赤字が出たときに補填してくれと言ったら、できないと言いました。それは、法律、条例どおりですから、それはそれでいいんですよ。そういう中で、これに関しては総務省の補助金ですよ。

そういう形の中で、私は経営云々という形まで補助金を出していると、これは指定管理料ですからね。そういう形の中で出していることもわかりますけれども、私の言っているのは経営云々というより、それを中止させて、法的根拠が後で調べればわかると言っているのだから聞いているんですよ、それだけです。それがないというなら、こんな言い方しなきゃいいんですよ。

きのうの費用対効果の話も、言った言わねえのやくざ者と同じ話になっちゃうじゃないですか。あるとかないとかは調べればわかると思いますと言っているから、私は3年間待っていたんですよ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） お答えということになれば、まだ調べておりませんということになりますけれども。



○1番（瀧口義雄君） わかりました。この質問が1時間ぐらいで休憩いただけるのでしょから、そのときに答弁をお待ちしています。

あと、この最初に読み上げた流れですね。計画、事業立案、そういう中で計画から補助金返還まで減額修正、検証、課税についてのご答弁をいただきたいと思います。提示してあるように、事業の流れ、そして補助金返還、減額修正、検証、改善について。これが今後どうやってこの失敗を生かしていくのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 議員ご指摘といいますか、冒頭に述べられましたように、この温泉の活用、温泉まちづくりにつきましては、御宿町にとっても非常に大きな観光的要素、発展的要素を含んでおるものであると思っております。

そのような中で、今、源泉がございませけれども、源泉の質といいますか、非常により多くの民宿の方々、旅館の方々が活用する入浴機器の設備の改善等については、かなりの設備投資を必要としたりということで、非常に難しい状況にあるのではないかなと考えております。しかしながら、ほかからの源泉を活用するということも一つには考えられますけれども、また、将来的に御宿地域の中で新しい温泉を掘るということについてもやはり、これだけの小さな地域でございませから、そんなに質的には大きく変わってこないんじゃないかなとは思っております。

そういう中で、いかにこの温泉を活用して観光的効用を出していくかということについてはこれからの課題であると思っておりますが、なかなか今の温泉の原質、御宿町に湧いております、町内に湧いております温泉の質についてかなり、今後広く展開していくためには、非常に厳しいんじゃないかなと。より多くの民宿、宿泊施設の方々がそれを活用して、そのための入浴施設の設備を整えてやるためには非常に難しいんじゃないかなという考えでおります。

今後またそういう中で、議員の皆様方に、いろいろなご意見あると思っておりますので、今後ともご意見をまたいただきまして、この温泉まちづくりについて一歩、二歩と進めていくことができると考えております。

○1番（瀧口義雄君） 1点あるんですけれども、なぜその大多喜を理事会のほうで拒否したかと、否決になったかというのは、現状、御宿の宿泊関係の人たちは今でもそうなんですけれども、産地偽装、食品偽装、いろんな偽装が、当時もそうなんですけれども、今も変わらず食品の安全・安心、そういうものに対して危惧して、御宿町は本物を出す趣向で経営しているいと成果を上げています。

そういう中で、他町から温泉を持ってくることはノーだと言った理事がいますけれども、それならバスクリンで充分だというこの一言につきますので、今後やるのであれば御宿町内の温泉を活用してやらないと、御宿町に源泉がある中で他町から持ってくることは、前の理事と同じような人たちが構成されている中でなかなか難しいのではないかなということの一つつけ加えておきます。

次に移ります。海岸利活用、地方創生の過疎金交付ですね。これは3月28日に廃案という形になっておりますけれども、まず特記仕様第1条、目的の2及び26条本業務のコンセプトについて、担当課長、ちょっとお読みいただければと思っています。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 読み上げたほうがいいですか。読み上げます。

○1番（瀧口義雄君） はい、お願いします。

○産業観光課長（吉野信次君） 第1条目的、1、御宿町の有する御宿海岸は自然公園に指定された県内有数の風光明媚な砂浜海岸であり、年間を通じて多くの観光客が訪れている。しかし近年主要観光である夏季海水浴客の減少や、飛砂、漂着ごみの維持管理等多くの課題が指摘されている。2項として、本業務は御宿海岸を中心とした観光資源を利活用し、より多くの観光客が訪れるような魅力ある海岸町づくりを推進するために安全安心なビーチのあかしとなるビーチフラッグの認証取得を視野に御宿海岸の利活用に向けた計画を策定するというところでございます。

これにつきましては、コンセプトということでございますが、町長もお話ししておりますが100年後も今と変わらぬ豊かな海浜環境、地域の子どもたちへ引き継ぐべく、今私たちが未来につなげていく取り組みということを前提に、ブルーフラッグの認証取得につきましては、私ずっと説明の中にインバウンドを取り込むための一つの手段ということでご説明しておるところでございます。

ただ、町全体で……

○1番（瀧口義雄君） 課長、意見は結構ですから読んでください。26条、本業務のコンセプトを読んでいただければと、ご意見は後で伺いますから。

○産業観光課長（吉野信次君） はい。26条ですね。ブルーフラッグ認証とはということで、ブルーフラッグについて。ブルーフラッグは、世界46の国と地域3,850カ所で取得されているビーチやマリーナを対象とした環境認証です。ブルーフラッグ認証では、水質、環境教育と情報環境管理、安全、そしてその他のサービスに関する厳しい基準を通じてビーチやマリーナに

おける持続可能な発展の実現を目指します。

ブルーフラッグの歴史としまして、ブルーフラッグのコンセプトは1985年にフランスで誕生しました。フランスの海岸沿いの自治体を実施した下水処理と海水浴場の水質への取り組みに対してブルーフラッグ認証が授与されました。ヨーロッパ環境年の1987年に、F E Eによりヨーロッパ議会にこのコンセプトが紹介されたのを機に、ブルーフラッグプログラムが開始されました。下水処理と海水浴場の水質に加えブルーフラッグ項目が導入されました。ブルーフラッグの認証基準として、廃棄物管理、海岸地域の計画と保護などの記、環境マネジメントに関する他の項目が導入されました。またマリナーを認証対象に加え1987年には、ヨーロッパ10カ国244のビーチと208のマリナーでブルーフラッグが取得されました。2001年、F E Eが国際的な組織として発展し、F E E EからF E E（ヨーロッパを意味する最後のEが取れる）に変わりました。以降ヨーロッパ以外の国における多くの……

○1番（瀧口義雄君） 課長ありがとうございます。私が言っているところと読んでいる場所が違うようですから、充分理解できました。事前に言ってあったんでしょけれども、読んでいる場所がちょっと違いますけれども、ブルーフラッグを主体に御宿町を利活用するというこの海岸利活用の計画がそういう形だと思います。それに基づいて計画がなされたのではないかと思います。

そういう中で、前にも誰か聞いたと思うんですけども、ブルーフラッグ認証取得の国内第1号、福井県若狭和田海水浴場、あるいは海外のビーチに行ったことがあるのかと。それと水質に、一番大事なものは水質でございます。汚水適正化計画が破綻したことで、この清水川、久兵衛川等々河川が流れ込んでおりますけれども、そういうものがクリアできるのかと。この福井県あるいは鎌倉、完全下水ですけれども、私はこれが一番ひっかかる。下水道処理、これが不完全な形でいったらこれはなかなか水質が難しいのではないかなと。それを主体とした事業だからノーという形になったんじゃないでしょうか。

何十年前からこの清水川の河川の、土井議員も盛んに言っておりますけれども、これが全ての基本だと思っております。それが今の現状のまま推移していくということは、このブルーフラッグを主体とした事業、これ自体が破綻すると、認証がとれないというあれでおります。何だかんだ言うなら、清水川と久兵衛川の水をぜひ皆さんで飲んでいただきたいと思っております。

そういう中でなぜ、百年の計というなら数回しか御宿に現地調査をしていないし、ほとんどがウェブの調査で、検索ですね、パッチワーク、それで御宿の特性、歴史、文化、風土、そういうものを全く知らな過ぎた。見積もりを誰がどこでどう指示したのかは知らないんですけれ

ども、これは見積もり業者を選定したのは誰かということですよね。本来なら任期付きの職員にこれを任せるんじゃないなくて、職場内でもチームをつくったらよかったのではないかなど。ブルーフラッグを海岸利活用の主たる目的にしたことが失敗の原因ではなかったのかと。

それと、続けて言いますけれども、同じようなことですが、廃案の原因はどう考えているのか。それと廃案になった検証、反省についてどうするのかと。今後これをどうやって生かしていくのかと。ちょっとまとめて言いますけれども、事業が廃案になったこの損害額とその責任の所在ですね。民間企業なら必ず責任をとりますよ。それはわいせつ職員のときもちよっとまだ判然としないんですけれども、よく事業が遂行されれば、成功すればご褒美があります、いろんな形で、それが民間企業です。役所はそういうことはありませんので。

もう一つは、この事業もそういう形になりましたけれども、修正して再提出という考えもできたのではないかなど。手術をすれば助かったかもしれないと。みすみす助かる命を助けなかったのではないかな。というのは、日程的なものは、読み上げれば27年11月1日に入札して第1回の会議が1月26日、28日でやって、もう国への補助金の申請が2月17日、2回目の会議の前に行っちゃっているんですよ。それで第3回が3月23日ですね。そういう中で契約の延長も行って、どん詰まりの3月28日でございますよ。いろいろとご意見申し上げてもそれはなかなか聞き取れなかったという中で、何がそういう形になったのかと、今まとめて読み上げちゃいましたけれども。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 一点だけ、私確認の意味で申し上げますけれども、今議員さんがこのメモといいますか内容に基づいておっしゃいましたけれども、初めのほうのこの2の……

（瀧口議員「何ですか」と呼ぶ）

○町長（石田義廣君） 上段の一番上のほうの利活用計画のほうのウの水質について汚水適正化計画が破綻したと書いてありますけれども、破綻ではありませんよね。汚水適正化計画は今もあると思います。しかし下水道による処理計画は、修正をしながらこれからやっていくと。それは、私はそういうふうに理解いたしております。

（瀧口議員「わかりました」と呼ぶ）

○町長（石田義廣君） それでですね……

（瀧口議員「え、答弁するんですか」と呼ぶ）

○町長（石田義廣君） はい、今の幾つかおっしゃいましたけれども。

廃案の原因ということでございますが、私が思うところは、今まさに議員さんが述べられた

中にあると思います。それは何かといいますと、ブルーフラッグということについて、ブルーフラッグの本質はやはり、一番の本質は水質であります。この水質が果たして御宿の現状に鑑みて、この申請をしたときに取得できるのか、ブルーフラッグの取得ができるのかという一つの懸念はあったと思います。

(瀧口議員「おっしゃるとおりだと思います」と呼ぶ)

○町長(石田義廣君) はい。そういう中で、私が意図したというか考えたところは、土井議員さんもいつもおっしゃられますように、御宿町の観光振興、漁業振興の中で水質の改善が一番の大きな目標であります。そういう中でこの目標に挑戦して、それで町民の皆様の水質に関する意識の高揚を図ろう、そういう考えでありました。

しかしながらその結果が、このブルーフラッグへの挑戦ということは初めから取得できなければいけないという条件はたしかなかったはずなので、そういう中で非常に厳しい、こうやっていく中で非常に厳しくて取得ができないかもわからないけれども、しかしその目標を掲げてやることに非常に私は意義があるのではないかなと考えたわけでございます。

そういう中での議論をいろいろさせていただきましたけれども、そういうことで、ブルーフラッグというこの一つの目標がどうだったのかなということの一つありますけれども、私はそのように考えてこの内容をご提案させていただいたわけでございます。

それともう一点は、最後のほうに損害額、責任の所在云々でございますが、このことにつきましてはやはり議会を通じて執行部と議員の皆様が真摯に討論してその一つの結果が出たということであると、私はそのように考えております。

○1番(瀧口義雄君) 質問が私のほうはありましたけれども、汚水適正化計画、計画が実行されたんですか、担当課長。というのは原状に戻ったと、あの計画は実行できなかったと、あれは浄化槽を連結してやると、700万円ですか、使って調査した結果、下水道、集落下水もこれは御宿には不適だという形の中で、じゃ、浄化槽を主にしたという形で、それもできなくなったということでよろしいんですか、それともこの計画自体が生きているんですか。

○議長(大地達夫君) 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長(殿岡 豊君) 汚水処理適正化計画でございますが、先ほど瀧口議員さんご発言のとおり、従来までの汚水処理適正化計画につきましては、基本的に町の進むべき方向は都市下水、いわゆる公共下水道を目指しておりました。今回改めて議会のほうでご承認いただきましたのは、公共下水についてはもう国の政策を含めて一旦中止になりましたので、市町村管理型の合併浄化槽と含めて検討いたしました。今回の段階ではまだそのステップには及

ばず、従来どおりの各個人が推進する合併浄化槽ということでとどまっております。

○1番（瀧口義雄君） 了解しました。

結局、去年、おととしから計画したのは計画実施できなかったと今答弁がございましたので、そういう中で今の町長の答弁だと議会も応分の責任を持ってということを行っているんですよ。提案してきたのは執行部でございます。委員会にも、その議員が出ております。

そういう中で私の聞いているのは、何がこの否決の原因になったのかと、それをどうやって今後生かしていくのかと、1冊2万5,000円の本もあります。それで2,000万円近くのお金もかかっております。これをこのままお蔵入りになったら、そんな本も要らないし、じゃ、これをどうやって生かしていくのかということですよ。担当課長。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） この利活用に関係につきましては、今後のイベント等の実施に関しても海岸の活用につきましては議員の皆さんを初め関係機関と協議し、よく調整を図ってご理解いただきながら進めてまいるというところに、この反省をもとにやっていきたいというところでございます。

以上です。

○1番（瀧口義雄君） わかりました。じゃ、次に移ります。

町が結んでいる協定及び契約について。この件に関しては議長及び議運の委員長にご配慮いただきましてありがとうございます。そういう形の中で、先に契約についてお聞きしたいと思っております。主に町有地の契約、借地に関する契約についてお聞きしたいと思っております。

ご案内のとおり、14日から浜海岸に工学院大学が50平米の町有地を借りてボードウォークの実証実験を行っております。また、海浜植物の検証、海砂の移動もあわせて調査して今後いくということでございます。多くの方々にご支援をいただきまして、この場をかりて感謝申し上げます。仮設ですが、3年間という形で実証実験を行うと。そういう中で、普通財産ですから、地代も生じてこの値段も適正だと思っております。

そういう中で2点ほどお聞きする形になると思っておりますけれども、COCプラスではないですが、地方創生で大学学生交流をうたっていますが、普通財産の減免、無料の対応はできなかったのでしょうか。条例、財務規則等あるのはご承知ですけれども。担当課長。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） このたびのボードウォークの設置につきましては、通常、今回お貸しした普通財産の貸し付けというのは建物などを建てるために土地を借りたいというた

めに制度化しているものでございまして、ちょっとイレギュラーな部分がございました。確かに学生さんのやることだということで一定の理解はするところですが、これに関しまして、学生の減免等を使いますと、今後また貸し地していく中でもその適用がされてしまうということもございますので、今回については今までの貸し付けのスキームの中でそれを準用してお願いしたということもございますので、減免等の規定は、検討はいたしました但適用には至りませんでした。

○1番（瀧口義雄君） 要するに普通財産の運用に関して減免措置はないということによろしいんですね。行政財産は通常貸せないですからね。了解しておりますけれども、そういう中でいろいろと考えるものがあつたのではないかなと。最初に言ったように、地代は適正だと私は思っておりますので、そういう中で地方自治法96条の6ですね、財務規則の4条の1、2、これを適用してもなかなか難しいと。議決案件と一番、幾らを議決案件にするのもなかなか問題があるということもわかっておりますけれども、数年間にわたり御宿町の調査研究をしている学生です。また、この12月4日にも公民館で発表会が予定されております。海岸利活用が廃案になった中で、町の委託調査という形もとれたのではないかなと。もう少し、町長、優しく、親切に丁寧に対応できなかつたんでしょうか。

そういう中で、この町有地の貸し付けについてちょっと、直近で私が承知しているのは、御宿台テニス場からパークゴルフ場に抜ける途中のメキシコ松の植林している場所の左の山裾がありますね。それが産廃の仮処分場になっているのではないかと考えています。これがいつこの会社に、会社名は言えないなら言えなくても結構ですけれども、面積、地代、使用目的、期間、これは普通財産なのか、行政財産なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 御宿台のそのテニスコートの先のほうの場所でございますが、こちらについてはお貸ししているという認識は町は持っておりません。

こちらにつきましては、御宿台における樹木の伐採、剪定等は平成13年に御宿町と西武プロパティーズ、御宿台で締結いたしました御宿台公益的施設等管理協定に基づき作業を行っていただいております、当初は今の保育園予定地に仮置き場をつくっておりましたが、そこが使えなくなったということで、現在の場所に移転をさせていただいたものでございます。これにつきましては、西武プロパティーズが除草とか剪定等の清掃作業を実施することを町が承認いたしましたして、町、西武、御宿台区の3者が協力して御宿台区の住環境を良好に保つことを目的に定められたものでございましたので、町は西武が行う作業に必要な仮置き場の提供にご協力

しているということで、こちらは特に賃貸……

(瀧口議員「これは普通財産ですか、行政財産ですか」と呼ぶ)

○企画財政課長(田邊義博君) 行政財産でございます。

○1番(瀧口義雄君) というのは、これは公園内と。普通財産ではなくて行政財産。行政財産はこういう形で、町長が特に認めたという一項はありますけれども、行政財産をそういう形で貸すことは可能なんですか。貸したという記憶はないと。それは行政財産ですよ、普通財産ではなくて。そういう中で、例えば御宿台の防災倉庫、あれもテニスコートのところへ貸してあるけれども、ちゃんと届け出を出してありますよ。それで教育委員会の了解を得ていますよ。あそこは、3者協議はわかりますよ、3者協議は一項入っています。町長とないものは協議するという中で、永続的に使って、あれはボランティアでも何でもない、営業ですよ。ただだったらいいという話でもない。

管理費の話をするとうるさくなるから、それはやめますけれども、お金を取って営業しているんですよ。現実にはやっているのは、その委託業者がやっているわけですよ、これは営業ですよ。御宿台の町有地を云々というのは、今そこで、ここで話すあれはありませんけれども、契約に基づいてやっていますから、それはそれでいいんですけれども、そういう形の中で行政財産をそういう形で、産廃の仮置き場として貸すことが妥当だと思いますか。承諾も何もしていないと。御宿台区は、ちゃんと届け出を出して行政財産を借りてあります。当時の自主防災の会長が。これは何もしていないと。誰が使っているか。これは営業ですよ。そういう貸し方ができるなら、何で工大に、工学院の学生にそういう形で対応できないのか。調査研究のために貸していると、それも恒久的なものではない、仮設だと。そのアンバランスがわからない。

こっちは契約も何もしないで使わせていると、契約も何もないんです。御宿台の防災倉庫はちゃんと届け出して教育委員長の了解をとっていますよ。これは何もしないで営業で使っているんだ、二千数百万円。それは言わんですけれども、こっちは届け出も何もしないで行政財産、確かに町長の云々一項はありますけれども、それは貸す理由にならないんじゃないですか。それは濫用に当たるんじゃないんですか。

もう一点、それでは、今言いました防災倉庫でございますね。それちゃんと届け出、正規のをとってあります。それは全く問題ないです。そういう中で、御宿町は御宿台の201-4ふれあい広場、これをいつ購入か移管したんですか。あの西武の斜め前のふれあい広場。書類見ると購入の形になっていますけれども、僕はそういう記憶はない。

○議長(大地達夫君) 田邊企画財政課長。



○企画財政課長（田邊義博君） ふれあい広場の所有権移転については、申しわけありません、ただいま書類を持ち合わせておりませんので、もしよければ後ほどお答えさせていただきたいと思えます。

○1番（瀧口義雄君） じゃ、議長、情報公開でもらった書類がありますから、出してよろしいでしょうか、この件に関して。

○議長（大地達夫君） はい、許可します。

○1番（瀧口義雄君） これは、コミュニティ助成事業に関する、この25年11月8日のやつです。そこのふれあい広場ですね、所在地、御宿町御宿台201-4、土地または建物の所有者、御宿町になっております。いつ契約したんですか、移管でも購入でも。これは財団法人自治総合センター理事長何々様、石田義廣町長が出した公文書でございます。

議長、わからないなら休憩とってください。

○議長（大地達夫君） 詳細理解していないようですので、暫時休憩いたします。

○1番（瀧口義雄君） 議長、この書類、コピーして皆さんに配ってよろしいですか。情報公開でもらったやつですけども、確認してよかったです。

○議長（大地達夫君） はい、確認してからということで、暫時休憩いたします。

（午前10時24分）

---

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

（午前11時12分）

---

○議長（大地達夫君） 瀧口義雄君から要請のありました資料配付については、これを許可いたします。配付してください。

（資料配付）

○議長（大地達夫君） 配付漏れありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） なしと認めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 貴重なお時間いただきまして、申しわけございませんでした。

先ほどの御宿台の201-4番地につきましては、町は移管をまだ受けておりません。町の所有にはなっておりません。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 貴重なお時間をいただき、大変申しわけありませんでした。

ただいまの土地の所有につきまして、今資料としてお配りをいただきました25年11月8日付の資料の中では、お話がございましたとおり、ふれあい広場につきましては土地の所有者、御宿町というような形で記載をされております。こちらにつきましては、ただいま田邊課長が申し上げたとおり事実ではございませんで、明らかに間違いの記載ということでございます。

その後に……

○1番（瀧口義雄君） ちょっと待って、それだけでいいです。

要するに間違いだったと、皆さんこれを見たと思うんですけども、不備はございませんと言って2回も決裁判を押しているんですよ。これで間違いでございましたと。自治センターはやっぱり行政が出すものに対してはチェックしないですよ。このチェックも全部そういう形になっています。2回決裁判を押してチェックリストもオーケーだと。もう一つ言えば、あなたもご存知だと思いますけれども、じゃ、なぜ今あそこへ建っていないんですか。議会も了解しています、全員賛成しております。何で申請場所に今建っていないんですか。地番は間違っていたと言っているけれども、それは間違いだから、それは後で何らかの形をとっていただきたいと思うんですけども、何で今申請の場所へ建っていないんですか。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 申請をした後に具体的に事業を実施していく際に、具体的にどこの場所に設置をするかというのが……

（瀧口議員「ちょっと聞こえない」と呼ぶ）

○総務課長（大竹伸弘君） 設置場所について再度協議があったようなお話は聞いております。

そうした中で、実際に当然に設置場所の変更を伴う場合には事前に電話等で連絡をして、それについて指示を仰ぐというようなことですすめておりまして、この件につきましては、事前に電話で了解いただいた上で、実績報告の中で修正をして報告をしてくださいというような指示を受けて事務が進められたということでございます。

その中で、翌年度の11月27日、26年11月27日に出した実績報告の中では、その設置場所につきましては修正をしたもので、修正しましたということで提出をさせていただいておるものがございます。

○1番（瀧口義雄君） 何がという問題の中で、普通財産のところでは申請できないのは承知ですよね。要するにふれあい広場は物、建物が建っていますからそれで申請できると。それだ

って、了解をとらずに人の土地を自分の土地という形で言って、自分の町有地だったら承諾書は要らないという中で申請して許可を得たと。そこへ建てられないのはわかっているじゃないですか。管理会社も所有者も貸してはいないと、それを町有地として申請して承諾書は要らないと。もう一つ言えば、例えば他目的とかそういうところに申請したとしてもできない。要するに建築確認が必要なものは、宝くじの助成金は承諾しないという中で、申請自体が虚偽なんですよ。虚偽ではないというんだったら言ってください。

要するに、おりてから今度は場所が変更すると、教育長が了解していますけれども、事実上申請できないものを申請したじゃないですか。あのふれあい広場も、認可おりてから、議会の議決おりてからそういう形で持っていくと。最初からそういう形だったら申請できないでしょう。虚偽の申請じゃないですか。できないものを、あるものを、ないもの、そういう形で申請しているじゃないですか。これが行政のやることですか。物が来ちゃったら後で申請届、変更届を出す。最初からあそこでは申請なんかできなかったじゃないですか。

僕も管理会社に聞きましたよ。話はあったけれども了解していないと。了解していないもの、人の土地を申請しちゃうんですか、役場は。虚偽の申請じゃないですか。違うというんなら言ってくださいよ。間違いって言ってこの判この数を見てくださいよ。不備もございませんと。これは行政のやることですか。間違いと何だかという話はしませんよ、2回も決裁判押している、この数見てください。数えられない、僕は。

それでいざそういうときになったらあそこにはできないし行き場もないと。多目的でもどこでも、建物がないと脇に置くんなら物置という形はとれるけれども、あそこしかなかったじゃないですか。ふれあい広場では申請できない状態じゃ、それをできないものを強引に、強引とつか、協議で御宿町の所有にして承諾書もつけずにやると、これはどういうことなんですか。こんなものが行政か。あなた、間違えましたじゃないんだよ。判こを押しているのが何人いると思う。これが間違いで済むなら世の中、それ以上言うと議長にとめられますから言いませんけれども、そんなもので修正しましたとか申告とか、申請自体が虚偽じゃないですか。間違えましたで済むんなら、何もそれ以上は言えませんよ。現実的にあそこへ建っていないじゃないですか。間違いじゃないんだよ、これは自覚してやっているんだよ。承知でやっているんですよ、この虚偽とか、悪質ですよ。そう思いませんか。私全部確認してあります。ほかの場所で申請したら認可できない。

議長、どうしたらいいんですか。この場合は時間とめてくださいよ、すみませんけれども。

○議長（大地達夫君） 答弁ないですか。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 当時の経緯についていろいろたどってはみたんですが、この中ではその後はどういった形でその場所の修正とか……

○1番（瀧口義雄君） いや、その後じゃないよ、私は申請時のことを言っている。その後はちゃんとテニス場に教育長の了解をとって置いている。私は申請時のことを言っている。その後は、間違っていましたといって変更届を出す。そんなことじゃない、申請自体がこれは虚偽の申請、悪質な申請なんですよ。できないものを申請したと、何度も同じことを言わせないでくださいよ。

議長、時間がなくなっちゃいます。まだ質問がいっぱい残っています。また、さっきの町長の調べるといいうのも聞いておりませんけれども、とりあえずこの問題で、変更したとかそうじゃないんですよ。申請時に————やって、それが議会にも出ているんです。議会はそれで了解しているんですよ。間違えましたという話じゃないでしょう、これだけ決裁判押しているんだから、2回も。

書類に不備はありませんと。確かに不備なかったでしょう、御宿町では。これは、あれだけの大きな物置は建物の脇に建てないと、置かないと建築確認が必要で建築確認の必要なものは宝くじのほうでは了解しないんですよ、だからあそこしかなかったんですよ。人の土地を勝手に自分の町有地だといって承諾書も出さないと、民間なら問題になりますよ。今だって問題ですけれども。それで後で場所を変えましたと。そんな話で済むわけじゃないですか。申請できないものを虚偽の申請をして200万円宝くじからもらったんですよ。

はい、議長、休憩してください。これ答弁になっていないですから。間違いで済む話じゃない。決裁判というのが2回、十幾つ押されています。それでなかったら時間とめてくださいよ、どっちかにしてください。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 今お配りいただいた資料の中で26年度8月11日の起案のものにつきましては、御宿台区自主防災会から提出された資料についての起案というふうに認識しておりますので、これは実績報告の……

（瀧口議員「聞こえない」と呼ぶ）

○総務課長（大竹伸弘君） 実績報告に関するものであります。

○1番（瀧口義雄君） でもそれは間違いないうって言ったじゃん。申請自体が間違っているじゃないですか。

○総務課長（大竹伸弘君） この2枚目の資料、26年8月16日付は、実績に伴うもの。

○1番（瀧口義雄君） それは教育長に出したやつでしょう。

○総務課長（大竹伸弘君） いえ、あの御宿台区からの実績を受けて、実績報告の書類を申請出すための起案です。

○1番（瀧口義雄君） それはね、じゃ、最初の申請が正しいと言うのか。言ってくださいよ、申請自体が正しかったと。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 最初のほうについては、申し上げたとおり明らかに間違いでございます。

○1番（瀧口義雄君） だから、最初がダメなら全部ダメじゃないですか。虚偽の申請で受けたものが後で正解かい。後のは議会を通過してちゃんと区役には申請していますよ。教育長もちゃんと了解していますよ。虚偽の申請で受けたものが、それが後で修正して正しくなっていくと。審査の段階で違うじゃないですか。現実的にあそこにはないじゃないですか、ふれあい広場で申請したものが。あなたが幾ら言いわけしたってダメなものはダメなんですよ。虚偽の申請でやって、それが宝くじのほうで了解して予算審議通って、現実的にあそこにはないじゃないですか、ふれあい広場あれば僕は何も言わないよ。ないじゃないですか。

議長、後で時間ください。

○議長（大地達夫君） 暫時休憩します。

（午前11時26分）

---

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

（午前11時49分）

---

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番瀧口です。

先ほどの発言の中で———という言葉が不適切なので訂正させてください。

それと、続けますけれども、申請時そういう形で事実と全く違っていると、虚偽だということでそれで申請がおりてきて変更したと。私の言っているのは、決裁判を押されて不備はございませんと、総務課長は人間が違いますけれども、そういうものがあって、本来なぜあそこにはないのかと、できないものをそういう形で申請したということです。それが間違いとかそういう話

ではない、悪質なんですよ。あそこしか申請する場所がないんですよ。ほかは申請しても却下ですよ。建築確認とれないから。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ただいまご指摘いただいております書類上の不備、過誤につきまして、今後私の責任において対処していきたいと考えますので、よろしくお願いします。

○1番（瀧口義雄君） 書類上の不備で済むんですか。あなた決裁判押しているんだよ。不備はございませんって、みんな判こ押しているんだよ。不備じゃないでしょう。私はそれを言っているんですよ。

いやしくも、町長の決裁判まで押してあるんですよ、それが不備でございますと、それは納得できませんね。あそこじゃなきゃ申請できないものを自分の土地のようにして、人様の土地を申請して、承諾書を要らない形にして、それで宝くじに申請していると、民間ならこれ裁判沙汰になりますよ。

はい、休憩してください。その答弁では納得できません。不備ではない。不備って何ですか。あなた決裁判押しているんですよ。チェックリストも全部丸ついているんですよ。みんな上がっているんですよ。はい。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 書類上の過誤ということで……

○1番（瀧口義雄君） ん。

○町長（石田義廣君） 過誤ですね、過ちですね。

○1番（瀧口義雄君） 過誤ではない、承知でやっているんです。

○町長（石田義廣君） はい、私はそのように。

○1番（瀧口義雄君） 過誤なら何で調べないんですか、一番大事なものを。御宿台のあそこが何で御宿町の土地になっているんですか。過誤を何やったんですか。数え切れない判こを押している。全員過誤ですか。機能不全じゃないですか。過誤で済ます話じゃないでしょう。人様の土地を黙って申請出して承諾書なくてやって、許可がおりたら場所の変更をすると。悪質なやり方ですよ、これは過誤では済まない。議長。

過誤で済んだら世の中、何だって済んじゃいますよ。それ以上言うとまた問題になりますから言いませんけれども、それは過誤ではない。あなたの判こは、じゃ、みんな過誤なんですか。何人の判こ押してあると思うの。変な言葉出しちゃうといけませんからそれ以上は言いませんよ。過誤で済む話ではないと。

議長、休憩してください。

○議長（大地達夫君） 総務課長、補足説明ありませんか。補足の説明はありませんか。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 書類の申請の時系列のお話だけさせていただいて……

○1番（瀧口義雄君） いや、それはいいです、俺は申請時の話をしていますから、結構です。

○総務課長（大竹伸弘君） 先ほど申し上げましたが、申請をして……

○1番（瀧口義雄君） 答弁は要らない、時間がないから。貝塚さんと同じ形をとるのは嫌だから。申請時の話をしているんです、はい。

子どもが生まれちゃって、その後の話をしたってしょうがないじゃないですか。議長、時間がなくなって、後でください。何回も言っていますよ。

○議長（大地達夫君） 申請時の書類の意味というのを、説明ありますか。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 申請時につきましたの書類は、先ほど資料で提出していますが……

○1番（瀧口義雄君） だからそれはもう聞いていないって、時間がなくなるからやめてくださいよ。

○総務課長（大竹伸弘君） 最終的に交付決定を受けてお金を振り込んでいただくまでの間のそれ以前に、先ほどの教育長さんのほうに申請し……

○1番（瀧口義雄君） すみませんけれども、私は申請時の書類の話をしているんです。それは聞いていないからやめてください。

○総務課長（大竹伸弘君） 場所を変更し報告において訂正をさせていただいたものでございます。

○1番（瀧口義雄君） 議長。

それは言いわけなんだよ。俺は、申請時、それで認可おりにいるんだから。何でこんなミスがあったんだ。ミスじゃない、虚偽があったんだと言っているんだよ。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） それでは、1時半まで休憩といたします。

（午前11時55分）

---

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

先ほどの話は、あの件ですね、正副議長にお任せしますので、よろしくお願いします。

○議長（大地達夫君） はい。

○1番（瀧口義雄君） よろしいですか、議長。

○議長（大地達夫君） はい。

○1番（瀧口義雄君） じゃ、そういうことで。次に進みます。

ちょっと時間の関係で少し省きたいと思いますが、その協定についてなんですけれども、包括協定あるいはCOCプラスの協定もありましたけれども、それは割愛しまして1点だけ。

御宿町C C R Cを今協議していますけれども、ちば総研がプロポーザル受かってそういう形でやっていますけれども、1点、今後、医療、介護、福祉系の大学及び法人との提携をしていただきたいという希望です。例えば亀田医療大学鉄蕉会、名前を挙げて失礼なんですけど、そういう形でその辺が一番不足しているものではないかなと。生涯活躍の推進事業、これが海岸利活と同じ道をたどってはいけないと、ちょっと心もとない面がありますので、その辺、担当課長、どうでしょうか。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 御宿版C C R C構想策定支援業務においてプロポーザルを実施した際、選定された株式会社ちばぎん総合研究所からの企画提案所の中にA大学との連携とありますが、ほかにもCOCプラスにおいて協定を締結している大学などがございますので、医療や介護など必要に応じ連携、協力の依頼をしてみたいと考えています。

○1番（瀧口義雄君） ということは、そういう医療、福祉介護系の大学と協力と言いますけれども協定を結ぶんですか、単発でという形なのか。よくその辺はわからないんですけども。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） まずはそのCOCプラスで協定を締結している大学に声をかけたいと考えております。そこで受けていただけない場合には、それ以外に単発で、協定とは別に、連携、協力の依頼をしてみたいと考えています。

○1番（瀧口義雄君） COCプラスの中では、千葉大学と秀明大学ですか、今看護学部ができた、その2校ぐらいしかないと思うんですけども、その辺でできたらこの近郊の医療大



学と亀田大学とそういう話を進めていただきたいと。

じゃ、次に移ります。日本メキシコ学生交流プログラム及び協力者への配慮について。

16日の議会冒頭に大野委員長の日本メキシコ学生交流事業の実施主体を変更したことについての委員会報告がありました。公平な判断と適切な指摘、また、今後の指針が合理的に提案されており、大変よくできた委員長報告だと私は思っております。この報告書について担当課長と町長はどのように考えておられるのか、対応するのかと、この1点をお聞きしたいと思います。どちらからでもいいですよ。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） ただいまのご質問ですが、第3回目のプログラム事業につきましては、過去2回の事業の実績の上で実施できたと私のほうも思っております。次回のプログラム実施をする上では、国・県関係機関、民間企業も含めまして協議、協力しながら進めたいと思います。

以上です。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ありがとうございます。

昨日の貝塚議員さんのご質問にも少しお答えしましたが、改善すべき点、これからこの事業について非常に私は重要な事業であると考えております。そういう中で、今後とも国や県のご支援を仰ぎながら、さらには十分に上級機関といいますか、国や県の事業として進展していけばいいかと、そういう方向で一つは考えております。

それともう一つは、やはり民間の協力ということでございますが、過去2回お声がけいただきまして、成功裏にこの事業が終了いたしておりますが、そういう中で非常に単純に、純粋にといいますか、民間にだけお任せするという事は非常に大変なことだと、事業費の工面等大変なことだと思いますけれども、その辺も含めまして、この委員会報告にありますような中身も踏まえまして、協力しつつこの事業を進めていくことができればと思っております。

○1番（瀧口義雄君） 委員長の報告は大変、今後の指針も示してあり、またこの学生プログラムに対する評価も大変よくできております。よく委員長の報告を内部で検討して、その議会の意思という形の中で委員長報告に沿うような形で今後進めていっていただければと思います。この件に関してはこれだけです。

もう一点、懸案の、この確かな意向に背く事案、また非礼な行為があったと、実行委員の。これについて。

それともう一つは、神田外語大学が2年間協力した中で、今回全く外れちゃったと。これについてどのような対応をとったのか、事前にそういう説明をしたのかと。会議録によれば、これは町長の言葉ですが、町と大使館と千葉工大との打ち合わせの中で神田外語大学の柳沼先生がこういう席で実行したときに、こういう形で実行したときに協力していただきますと、講師の方ですけれども、という話を吉野課長が出席いたしましたけれども、報告を受けていますという話を聞いております。この神田外語についてどういう対応をとったのかと。

神田外語大は、メキシコに分校をつくって、今年からそういう活動を始めているという話も聞いております。それと、名前を出して失礼なんですけれども、土屋氏はメキシコ学生の家族に確認したがそのような一切のクレームはなかったと。一等書記官から土屋氏にフェイスブックの写真についてメール、電話等一切なかったと。要するに、写真をすぐフェイスブックから外せと何度も町長に言ったという話なんですけれども、土屋氏は一切そういうことを聞いていないと。この事実を知ったのは、千葉工大の関係者から土屋さんにそういう話があるということを知って、土屋さんはその場ですぐそれを、そういうことならということで、フェイスブックの写真を削除したという話も聞いております。これは本人から確認しております。

そういう中で、全てこの伝聞ではないかなと。どう事実確認をしたのかと。大使館の意向という中で大使を確認したのか、あるいは推測、憶測、一方的な伝聞で土屋氏の家族の人権と名誉、人格をおとしめたことは大変重要な問題ではないかなと。これについては町長の答弁を求めますけれども、大使館の次席大使とお会いしたときにも、そういう話は一回も出ていなかったということ。土屋氏に対しても一切、そういう話は一等書記官からもなかったと。電話云々、メキシコのほうから電話かメールかフェイスブックかLINEか知らないけれども、そういうものをどうやって町長が確認して、これがわいせつだと、非礼だということの確認をどうとったのかと。これは一人の人間と、また一族、また御宿に移住してきてこれだけの活躍をしている人の人格を大変問題視する話です。

それと、これはもう議事録がネットに載っておりますのでその辺の処理と、どうやってこの町長は事実確認をしたのかと、またこれを、事実関係を証明するのはやっぱり答弁している町長の責任であると思うんですよ。そういう実があったというなら、それはそういう形なんですよけれども、この事実が本当にあったのかと。一等書記官から土屋さんのところには電話は一本もなかったそうですよ。

この2点について。まず神田外語と、外れた理由、外した理由、それをどうとったか。あとは土屋氏の問題について、それだけ残りの時間で答弁してください。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、私のほうからは神田外語の関係の部分についてお答えいたします。

平成28年3月議会において日本メキシコ学生交流プログラムの実施につきましては、御宿町、在日メキシコ大使館、千葉工業大学の3者で実施する旨説明を重ねてきているところでございます。平成27年度までの実行委員会形式で行った事業につきましては、事業完了後、協力団体に対して実行委員長から事業報告がされているというところでございます。

平成28年度からの事業については町が実施したいということでございますので、今後協力団体に対しては事業報告するところでございますが、実行委員長のほうからは事業報告されているということで、来年について、来年というか今年度の事業についても説明をしている旨の話を私のほうが伺っておるところです。

非礼に対してというところでございますが……

○1番（瀧口義雄君） 非礼じゃなくて、あなた外語大のことで結構ですよ。あなた非礼に関係していないんですから。外語大に対してこの28年度は協力を願わないと。どういう形で行政として対応したのかということです。非礼の、あなた全く関係ないんですから。それに対して答弁が、実行委員会は実行委員会ですね。行政が28年度は実施主体ですから、それがどうして神田外語に対してという、その協力を仰がなかったのか。そういう中であなたの答弁も載っていますよね。それは、町長がそういう形で担当課長が柳沼先生と話して今後も協力できるという話をしたという議事録を見てください、なっています。そういう中で行政として事業主体としてどうしたのかという話。実行委員長は27年度の事業ですから。すみません、時間がないので。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） まず、神田外語大学でございますが、今、担当課長が申し上げたとおりでございますが、土屋様から外語大の柳沼先生にそういうお話があったというようなことでございまして、もう一つは、やはり町としまして柳沼先生なら柳沼先生にこういう経過になりましたということは説明すべきであったのかなと、それは反省をいたしております。

それともう一点でございますが、非礼ということでございますが、この件につきましては前にも申し上げておりますが、一等書記官の方から私に連絡がありました。そういう中で、こういった事業はやはり私と土屋会長さん、前の会長さんですね、それと私と一等書記官、これは3人なら3人の、人間の信頼の関係において事業が成り立ってきておりますので、やはりお互いがお互いを信頼するということが基本になくはないと思います。

そういう中で、一等書記官からそういうことがございましたので、それはどういうことですか、非礼ということはどういうことですかということを伺ったときに、こういうことですよということで、インターネットといいますか、この一つの電波に乗っかっちゃっている……

(瀧口議員「フェイスブック」と呼ぶ)

○町長(石田義廣君) ということの写真がお部屋に何枚も来たんですけども、一つの部屋にその対象の女子の学生と該当になる、いわば実行委員会の中の方がいたりして、そういう写真が送ってきました。そういうことで、こういうことはやっぱり外務省として、それが世界に流れるということは非常に困りますというようなお話を伺いましたので、それはそうですねということで、私もその辺の理解をしたわけでございます。

土屋様に対しましても私はそのようなお話を申し上げましたけれども、当時の大使との、一等書記官と大使との間では、一等書記官のそういった意向、意見は十分に伝わっているということは一等書記官から私は伺いました。

○1番(瀧口義雄君) よくわからないんですけども、一等書記官の話ですね。それを要するに本国で問題になっていると、いろいろと電話云々という中で、本国では全く土屋氏の話ですけども、そういう家族に電話しても、メールか何か知らないけれども、そういうことはない。大使館の意向という言い方を、議事録を見ますとそういう形になっていますけれども、その辺の確認と、一等書記官がどこでそういう形でクレーム等を受けたのかと。一人の人の話だけですよね。それは事実関係を確認しておりませんよね。それはやっぱりそうやって人格に対する問題を出したと。事実確認ができていないじゃないですか。

どうやって、その写真が、僕は見ても非礼とも何とも思わないですけども、見方が違うんでしょうけれども、それは一等書記官がそう見たという形の中で、土屋氏、電話、LINEやメールでもおろしてくれというようなことは一言も言っていませんよ。町長は何度も電話しても写真をおろしてくれなかったと、そういう答弁をしています。でも一切なかったということです。このことを知ったのは、千葉工大の関係者が自宅まで来てこういう形で、というのは、それは誰に言われたかわかると思うんですけども、それで初めて知ったと。事実関係が違いますよ。

神田外語の話も途中で答弁終わっていますけれども、今町長がそういうので何か問題があったということは言っていますけれども、28年度は土屋さんとは関係なくて自分たちが実行委員会だからそういう協力を仰ぎ出した今回からは外しますよという話が行っていなかったじゃないですか。だから公民館長が言っても面会できなかったという事実もあるじゃないですか。事

実関係を、一人の人間の、一族の名誉にかかわる話だから事実関係を証明して、それで土屋氏のほうに報告してやってください。これはやっぱり町長たるもの、これはネットに載っちゃっていますからね、議事録が、会議録が。どうですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） まず一点は、外語大の先生につきましては……

○1番（瀧口義雄君） それは了解しました、ちゃんと言いましたから。

○町長（石田義廣君） この非礼という関係につきましては、一等書記官が土屋さんにご連絡したのか、あるいはご本人に、例の写真に載っていたご本人に連絡したのか、私は恐らくそうじゃないかと思うんですが、それは最終確認しておりませんが、恐らくそうであったのではないかと私は思っております。

○1番（瀧口義雄君） そういうことはないということを聞いておりますので、今日事実確認をしてくださいという話ですから、事実確認をしていただきたいと思います。これは私たちの手を離れている問題ですから、町長がそういう形で、議場で答弁した話ですから。その辺の、人権にかかわる話ですから、ぜひそういう形でやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大地達夫君） 以上で1番、瀧口義雄君の一般質問を終了します。

---

#### ◇ 石 井 芳 清 君

○議長（大地達夫君） 続きまして、10番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

（10番 石井芳清君 登壇）

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

町長の政治姿勢について、本日は4点にわたってお伺いをいたします。

1点目は、8年間の町政の検証、2点目は教室のクーラー、公民館のエレベーターの設置、3つ目は全庁的な道路補修、4つ目は自然との共生についてであります。

昨日から本日とさまざまな情勢について、また問題意識については私も同様な感がございまして、質問に直接入りたいと思います。

1番、8年間の町政の検証ということで、公約と町づくりについて、また町づくりは人づくり、国づくりは人づくりと言われているわけですが、この2点について町長の所感を求めたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） まず、2つのご質問をいただいておりますが、1つ目の8年間の町政の検証ということでございます。このことについて私が今考えておりますことを申し上げてみたいと思います。

これまで2期8年間、町政に携わらせていただきまして、その間、町民の皆様を初めといたしまして、議員の皆様方には大所高所より温かいご理解とご指導、さらにはご鞭撻をいただき心より感謝申し上げたいと思います。

公約ということでございまして、1期目の公約につきましては2期目の公約を挙げましたときに自分及び後援会の皆様方の評価を踏まえまして、加えまして、あくまでも自己評価であります。公約に挙げた25項目について達成率80%という数字を申し上げさせていただきました。

2期目の公約につきましては、第1に災害に強い町、第2に福祉の町、第3に財政基盤の強い町、第4に観光と産業の元気な町、第5に子育てと教育の町、第6に文化の優れた町と、6つの政策の柱を掲げまして27項目の施策を挙げたわけでございます。評価を4段階といたしまして、自己評価でございますが、達成済みのもを、いわば具体的に成果があらわれているものを4といたしまして、努力して、今取り組み中の中でも、具体的に成果があらわれているものを3といたします。現在取り組んでいるものを2としまして、未実施のものを1といたしました。

その内容、結果につきまして、私のチェックにつきましては、達成済みが12施策、27項目のうち12施策、努力中が5施策、取り組み中が7施策、未実施が3施策ということでございます。未実施の3つの施策につきましては、例えば大型バスの駐車場問題とか、取りかかろうとしましたがなかなか次に進まなかった。温泉のまちおこしの問題、先ほどご指摘いただきましたけれども、また海、山、物産市場の問題がある。これが駐車場関係あるいは温泉の町づくりについては、手がけはいたしましたが確たる結果に結びついていないということで、未実施とさせていただきます。

これらを総計しまして、およそでございますが、第2期目については70%の評価、自己評価、後援会の評価をいただきましたが、そのようなおよその内容になっております。現在取り組み中のもの、未実施のものにつきましては、今後とも皆様方のご指導、ご意見をいただきながら取り組んでまいりたい、進めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、町づくりは人づくりということでございますが、日ごろ町づくりに携わっている自分自身にとりまして、常に行っていかなければならないのは、私は、まずは自分づくりではない

かと思っております。常に自分づくりを怠らずに町づくりに面していくと。人づくりについて、日常において職員の皆さんと行動をともにしているわけですが、一つ心がけていますのは職員の皆さん一人一人が持っている個性あるいは特性を最大限に生かせるように接しております。よほどのことがなければ余り注意したりいたしません、あれば注意はいたしますが、一人一人が持っている特性を十分に生かし切って仕事をしていただくよう心がけております。

町づくりは人づくりということで、町づくりを行っていくためにはさまざまな事業を行ったり、あるいは多くの人々と対面したりいたします。そこには常に人が介在しております。人としてわきまえていかなければならない多くのことがございますが、その辺をしっかりと自覚しつつ、町づくりを進めてまいりたいと考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

**○10番（石井芳清君）** ただいま、公約と町づくり及び町づくりは人づくりについて町長の所感を承ったわけですが、今ご自身から4年目が80%、次の4年目が、現在ですか、70%と自己評価をいただいたわけですが、それから人づくりということで自分づくりという表現をされておりましたけれども、自分づくりというのは町長ご自身のことなのでしょうか。それは了解いたしました。

きのう、今日と同様な質問が出ていますので、細かい点まで入りませんが、今、町長、公約との関係でおっしゃられましたけれども、9月議会特別委員会でいわゆる総合計画、後期計画等ということで提言をまとめて町長のほうにお出しさせていただきました。そのときに私たちも委員会でいろんな研修、研究を行ったわけですが、やはり公約というのは総合計画を超えないと一般的には言われているというふうに言われております。それから、私ども議員一人一人も、当然さまざまな町民の皆さんとのお約束、また自分自らの公約、また政策提案もするわけですが、私たち議員というのは、御宿町では12人いますので、12人いれば12人12色と申しましょか、さまざまな各界各層の声を町政に反映するという事だろうと思います。それと、町長も当然選挙等で公約等されるわけですね。そういうものを一つにして執行するのは申すまでもありませんけれども、町長、執行権という形で政策を具現化するという事だと思っております。

ですから、ひとつひとつというよりも、そのひとつひとつが、先ほどもいろいろ議論はありましたけれども、町民の福祉にどう寄与したのかと、またそのひとつひとつがどういう広がりを持っていくのかと。私たちは、大変失礼な言い方かも知れませんが、単発ですね、議員というのはそういう面でも。それは私たちの、私の支持者または私の施策を含めたことで

あるわけですから、それでいいと思うんですね。そういうものを束ねて、町長ご自身の政策も束ねて、それから町長はこの間ずっと継承されると、歴代の町長の施策を継承されるというお話をしておられますから、そうしたものを調整して、自治法に基づく住民の福祉に寄与すると、最終的に、だと思っんですね。

ですから、個々の何点何点というよりも、それは一つの評価の基準としてあってだめだということを行っているわけではありませんけれども、そのひとつひとつがどういう効果を持ってきたのかと。それで私、今日なぜこの町づくりは人づくりという題を挙げたかといいますと、やはりそのひとつひとつの一番の執行者というのは、町長ご自身じゃないと思っんですね。ここにいる課長の皆さん、職員の皆さんだと思っんです。それと、当然町民の皆さんですよ。昨日も提案もございましたけれども、町民の皆さんを励ます、そういうような体制をとれないものかというご意見があったように私は承っております。

そのために、既存の組織である区長会でありますとか、さまざまな団体ありますよね、公設の団体もあります。また、民間の団体もあります。たまたま私、先日、C C R Cの委員ですので参加しておりましたけれども、御宿台の区長さんから、御宿台では50を超える、そういうさまざまなサークルや団体があって活発に活動されているんだよと。これがあるからこそ御宿台なんだというお話を御宿台の区長さん、委員として発言されておりましたけれども、まさにそうだと思っんですね。そうした活動をどう広げていくのかというところだと思っんです。

ですから、個々の、ないわけではありませんけれども、町づくりは人づくりとして人をどうやって育ててきたのか、団体をどう育ててきたのかと、ひとつひとつの事業が。それは町長も先ほど私の質問に答えましたけれども、前段者の例えば温泉まちづくりでも、町長の事業としては、それは進まなかったわけですが、民間団体できちんと事業者があって、例えば入湯税だという形で具体的な形になってきているというお話も先ほど承りました。

そうしたものをどうやって後押しをしていくのかと。町長の政策というのは当然全体の行動でありますから、そうしたものをどう形づくっていくのかと、広げていくのかと、人をつくっていくのかと、団体組織をつくっていくのかと。どうもこの間そういう、もともとそういう形でつくり上げてきた、例えば観光協会などもそういう形で、本来であれば町全体を引っ張っていくという組織という形で社団法人化をたしかされたんだろうなと思っんですね。そういうこともありますので、そうしたものをどの酌み上げ方というところがやはり私はこの4年間、8年間では形を、実を結ばなかったんじゃないかなという感じがするんです。その辺については町長、どのように考えておられるのか、再度お聞かせ願いたいと思います。



○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 総合的に考えた場合は、およそ先ほど施策あるいは数字で申し上げましたけれども、今やはり石井議員さんをご指摘の内容については、クリアに見える部分が非常に難しいのかなと私自身は思っております。

それは、一つは、いろんな施策をやる中で、例えば毎日町なかでお一人お一人の町民の皆さんとお会いして、笑顔で挨拶したり、あるいは激励していただいたり、あるいはご批判をいただいたり、いろんなご要望をいただいたり、そういう中のお一人お一人の行動にそういうことがあらわれてくるのかなと。

そういう中で最終的には、ご承知のように、例えばこの立場にある者が、次の4年なら4年たったときに、選挙という形でトップならトップを町民の皆様一人一人が見ているわけですから、そこで判断が下されるわけですが、今ご指摘の、確かにいろんな意味で全てを酌み上げて、全ての団体なりお一人お一人の個人、うまい形でいけばよろしいですが、なかなか私もその辺はもう十分な能力を現在持っておりませんが、私なりにやらせていただいておりますが、そういう中で、過去これまでを振り返って、この点についてはこうすればもう少しよかったとか、それはご指摘のようにあるかもわかりません。その辺は十分に今後も勉強させていただいて、進んでいきたいと考えております。

○10番（石井芳清君） 了解いたしましたというか、町長というのは、繰り返しますけれども、発言そのものも全体、この御宿町ですね、行政体のある御宿町の意思を決定する発言になると思うんですね、町長という発言は。

ですから、何度も申し上げますけれども、町長の発言というのは当然大変重いものであると。それから、それを執行するのは職員や住民の皆さんだと思うんですね。方向性を示すのはまさに町長の仕事だと思うんですよ。町長ご自身が現場でやられても構わないんですけれども、それを否定するわけじゃありませんけれども、やっぱり町として方針を出すと、それを職員の皆さん、町民の皆さんが一緒になってつくり上げていくというのが一般的に町づくりと言われることだと思うんです。

ですから、お一人お一人というのは当然あるかと思っておりますけれども、そういう形で御宿町をどういう方向に進めるのかと、きのうの質問の中では大変厳しい情勢と、町民の皆さんの生活も大変厳しいと。それから、安全・安心、特に防災には課題があるということをご発言されていますよね。私もそのとおりだと思うんです。そこはハードウェアというよりも、やはり御宿町においては人と人との助け合い、ひとつひとつの力を合わせて、みんなで防災の問題でも

町づくりの問題でも前に動かしていくと、解決をしていくということだろうと思うんです。

ですから、端的な例を申し上げれば、津波の問題では基本的にはてんでんこだと。そのために、この間も訓練ですよ、防災訓練等、それから防災の講習会もされたじゃありませんか。ああしたものを繰り返し繰り返しやられるという中で、本当の意味での防災の町づくりというのができ上がってくる。これはハードじゃないと思うんですよ。まさに人だと思うんです。人こそ財産だと思うんですね。そういう観点で町づくりをどう捉えていくのかと、政策の具現化をどう捉えていくのかというのが私は大変大事だろうなと思います。

それからもう一つ、今日の審議、この間の審議をずっと聞かせていただいても、やはり御宿町、ここに今、執行部並んでいらっしゃいますけれども、副町長がいらっしゃいませんよね。副町長というのは事務の統括官だと思いますね、一般的には。これは助役の時代からそうだったというふうに思います。そういう面では、そういう町長の言葉、それから事務執行、私は大分今日、答弁聞いていまして、認識含めて隔たりが大変多いんじゃないかなと感ずるんです。そこの調整役はどうしても必要じゃないかと。これは今日は答弁要りませんけれども、じっくり考えていただきたい。

それからもう一つ、公約の中で町長、報酬の50%カットということを過去提案されて、今もたしか5割カットですよ。やはりこの問題も、先ほど例えばメキシコとの学生交流事業の中で資金集め、これは各企業、個人も含めて、それは公の町長と行く場合もあるでしょうと、また個人でいく場合もあるでしょうと。やはり大きく制限を受けるのだと思うんですよ。それは何かの問題を起こして削減するというのは、これはあるかもわかりません。しかし、現実的に交際費も含めてそういうものがひとつひとつ町づくりのために必要じゃありませんか。必要だから計上しているわけですよ。ですからこの辺もやはりじっくりとその功罪について考えていただく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

そうしませんと、やはり議会も含めて、今日もこれは本会議です。これは先ほども言いましたけれども、全部会議録になって永久保存されるわけですよ。ですから、その言葉が全て我々議員の発言、それから町長、職員の発言に応じてこの町の方向性も簡単に言うと決するわけでありまして。大変大事であります。だから、一言一言の言葉の吟味ということも私はもっともっと精査すべきではないかなと、大変恐縮なんですけれども、聞いていて非常に感じるわけでありまして。

そういうことも含めて、この8年間、そして町長も3期目挑戦するというような話もあるようでありますけれども、そうした中でこの8年間どう思うのかということとはもっと真摯に受け

とめていただきながら、町づくりについて、本当にもっと胸襟を開いてさまざまな意見を酌み取りながら、しかし町長もおっしゃられていますけれども、決断するのは町長なんですよ。これはもう町長のお仕事です。そことの、議会は議会として、先ほどもありましたけれども、議会は議決機関です。それは車の両輪ということになってございますので、おのおの責任はあるわけでありましてけれども、そうしたことの中で、御宿の町づくりどうしてくれるのか、私はそんなに大きな違いはないというふうに考えるんです。これがもう決定的に違うのであれば歩み寄るところはないというふうにも思いますけれども、方向性も含めてそんなに大きな違いはないと思います。その中でどういうふうに話を組み立てながら、ひとつひとつの施策を形にするのか。それを執行する人、団体組織ですね、これをどうつくり上げていくのかと、まだまだ御宿は遅くないと思いますよ、できると思います。どうでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろありがとうございます。いろいろなご指摘をいただいておりますが、全くそのとおりであります。私の才能の少なさといいたいまいしょうか、私は自分なりには努力はさせていただいておりますが、やはりこれから、ご指摘のようにもっともっと胸襟を開いて、皆さんお一人お一人にご意見を伺いながら町づくりを進めていきたいと考えております。

○10番（石井芳清君） 繰り返しますけれども、組織的にも保証する、実行する組織体系がきちんとありますから、それを十分に活用する、そういうことを求めたいと思います。

次に移ります。

2番目であります、教室のクーラー、公民館のエレベーターの設置について伺います。

教室のクーラーの設置であります、昨日も学校訪問参加させていただきました、これは来賓室ですか、非常にこの夏暑かったということで学校からも要望いただいておりますけれども、今どき、それこそ車にエアコンのついていない車はないんじゃないでしょうか。それから、家庭にも今エアコンがついているのが当たり前だというふうになっております。特に昨今、非常に寒暖の差が激しいと、御宿町の中学校においてもこれは以前高窓のところにシールを張っていただきましたけれども、日光の条件、それからどうしても天井が高いために特に冬場、この暖房ですね、温度がとれないということも伺っております。特に中学校においては以前ソーラーパネルも設置していただきましたけれども、このエアコン等についても屋上にその設置するための基礎的な処置をたしかしてあったかと思えます。配管等も簡単にできるようにもうしてあったかというふうに思えます。

近隣の学校でもクーラー設置が当たり前になってきているというような話も伺っております。

今後、後期計画もこれからつくっていくという話も伺っておりますけれども、この子どもたちの学習環境、ぜひとも対応を求めたいというふうに思いますけれども、教育委員会の対応について伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） それでは、小中学校の教室等へのエアコン設置のご質問ですが、文部科学省が定めました学校環境衛生基準、夏10度以上、30度以下という基準がございますが、下回るということは特にございませんでしたが、やはり30度を上回るという日は数日ございました。そういう面で、児童生徒の健康管理には十分な配慮が必要であるということは強く認識をしております。

学校においては、各教室に扇風機を設置し、教室の日当たりや風通しの状況など学習環境に充分留意した上で、熱中症測定器などによる環境調査や毎日の健康観察、適度な休憩や小まめな水分補給などの対策を講じて児童生徒の健康維持に努めておりますが、先ほど議員さんからお話がありましたとおり、温暖化等により気温が上昇傾向にある中、ご家庭でもエアコン設置をしているところも多く、また公共施設を初め、外出先どこへ行っても空調管理がされている現代において、教室へのエアコン設置は、子どもたちの学習環境または健康面などの観点から、優先度の高い課題の一つとして捉えております。

しかしながら、公共施設の多くは老朽化が進んでおりまして、東日本大震災で問題となった天井非構造部材、いわゆるつり天井や外壁の落下防止など、施設の安全対策を講じなければならない、緊急かつ重要な課題も多くございます。エアコン設置は財政負担が大きいことに加え、ランニングコストを考慮しなければなりませんので、まずは窓を閉め切りにして使用する音楽室や会議室、また、火を使う理科室や家庭科室、先ほどお話がありました、来客等があった際に使用する校長室などの特別教室や自分で体調管理が難しい特別支援児童の学級などから順次設置を行い、全ての教室へのエアコン設置につきましては国庫補助制度の活用も含め、導入時期等については今後関係各課と協議し、可能であれば後期アクションプランに位置づけていきたいと考えております。

○10番（石井芳清君） 了解しました。計画に位置づけていただくということで、早急な対応を求めたいというふうに思います。

次に、公民館でありますけれども、エレベーターの設置であります。公民館と申しましうか、もう既にバリアフリー法の中で公共施設等についてはバリアフリー、ユニバーサルデザインというのは当然になるということの中で、特に本町の公民館というのは本当にあきがないほ

ど活用されているということでございます。

その中で、特に2階について、たしか回り階段と申しましょうか、2階に上がるということで、なかなか外づけが難しいということで、この間、何回か協議もありましたけれども、実現に至っていないのが実際であろうというふうに思います。

私いろいろと調べてみたんですけれども、昨今はやはり高齢化の時代で、企業のほうがさまざまな対応をとってございまして、今日は一つ、インターネットに載ってましたので、自立式エレベーターと申しましょうか、自立ですので木造家屋でも、古い耐震型でも、木造家屋でなくてもきちんと対応がとれるということで、数百万円程度で設置できるということでもあります。あと当然、工事費とかなんかがかかるわけでありまして。当然これはエレベーターですから、メンテナンスがなければいけないというふうにも思いますし、私の個人的な案としてはちょうど公民館と、それから資料館に行く、真っすぐ一回南に下りますと、ドアがありますよね。あの先であれば多少の改造と申しましょうか、そういう中で外づけでエレベーターが設置できるというふうに思います。

そうしますと、基本的にはこの会社の例でいくと自立式ということでございますので、基本的にはその構造体、現状の公民館に負荷を与えない形であろうというふうに思います。こうしたものも今開発をされております。こうしたものでも充分、車椅子等も対応とれるというふうにも思いますので、こうした新しい商品なども検討していただきながら、大会議室にしても2階じゃないですか。それも踏まえまして、やはりけがしても上がっていきませんし、当たり前なんだろうけれども、一刻も早く公民館利用できるようにしていただきたいなど、2階のですね。

それからあと、たしか2階はトイレの関係もまだ残っていたと思いますので、そんなことも含めてぜひ検討していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 公民館へのエレベーターの設置についてですが、今議員さんお話がありましたとおり、公民館は非常に多くの方が毎日利用されております。ご指摘のとおりバリアフリー対応施設にはなっておりませんので、階段の上りおりやトイレなどが理由で教室への参加を敬遠してしまうといったことがないように、少しでも利用者の皆様にとって使いやすい施設にしたいというふうに考えております。

今ご提案、ご紹介いただきました自立式のエレベーターにつきましては、構造的な問題等を再度含めまして、調査のほう、勉強のほうさせていただきまして、検討していきたいと思っ

おります。また、公民館は建設から40年近くが経過して、かなり老朽化も進んでおり、大規模改修が必要な時期でもありますので、財政状況等を勘案しながら施設の長寿命化とあわせて機能の向上についても検討してまいりたいと思っております。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。これも検討いただけるということで、具体例も幾つか提案いたしましたので、ぜひ検討、前向きな、しかも早目の対応を求めたいと思います。

次に移ります。全町的な道路補修について伺います。

町内の道路は定期的な改修がされておらず、細かなひび割れやひずみなど、近隣と比べて荒れた状態だというふうに思います。橋梁の延命計画も進行中ではありますが、全町的な計画をつくり補修を進めるべきではないかと思えます。昨日もここに当たっては詳細な質問がありましたが、そうしている中、いわゆる一級道、こちらが非常に荒れておまして、近隣でも道路のカラー化、それから縁石除去だとか含めまして、そこで見ただけで逆に御宿のほうが全体的にも寂れているということもありますし、けがは、これはもう最悪ですから、そんなことも含めまして、これも後期計画の中できちんと計画に位置づければ国・県等の対応も私はとれるのではないかというふうに考えますので、これの対応について答弁を求めたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） 町道の適正かつ計画的な維持管理ということでございますが、議員ご指摘のとおり全体的に舗装の劣化が進んでおり、計画的な対応が必要であると認識しております。

現在の取り組み状況といたしましては、各区土木委員を中心に舗装の劣化箇所等について報告をいただき、緊急度を見きわめながら細かな対応に努めているところですが、要望に対する十分な対応にはなかなか至っていない状況です。朝市通りや部田前通りなど、主要7路線については平成25年度に路面性状調査を実施しており、わだち掘れやひび割れ等について調査結果がまとまっております。

今後の整備方針につきましては、社会資本整備交付金など国の財源を効果的に活用しながら整備計画として調整をし、財政の均衡を考慮しながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。計画に入れていただくということで、年次計画できちんと、例えば5年なら5年で一定の金額を事業として入れていただければ目に見える形で整備が進むと思えますし、何よりも単費で行うには余りにも金額が多いと思えますので、ぜひそういう形で計画的な整備を求めたいと思います。

4番目に移ります。自然との共生について伺います。

これは昨日にも町長を含めた議論がされたわけでありましてけれども、近年、御宿町でも少子高齢化などで自然と人間の環境バランスが崩れ、農村地域のみならず市街地においても生活環境の悪化が懸念される事態となっております。局所的な対応ではなく、課題の整理を行い、総合的な対策が必要だと考えます。今申し上げた道路環境、いわゆるユニバーサルデザインも含めての話だと思えます。それから、廃屋、草や木、景観、有害鳥獣、帰化植物、それら等が相まってダニ、ツツガムシ、ヒル、それから動物等を媒介して人にもうつる伝染病、こうしたおそれがあり、これはもう定住化のみならず、私たちの住民の生活にも直接影響があるという状況だろうと思えます。本定例会でも一般会計補正予算に有害鳥獣の追加補正も出ているわけでありましてけれども、その辺を含めましてこの問題について、いわゆる総合的な対策という観点で対策を求めたいという趣旨でございますが、どう対応されるのか伺いたいと思えます。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、ただいま自然との共生、環境づくりということでございますので、環境全般について私のほうからお答えをさせていただきます。

快適な住環境を維持、向上させることは非常に重要であり、議員ご指摘のとおり局所的な対応ではなく、総合的かつ合理的な対応が求められております。

御宿町におきましても、空き家の適正管理や空き地の草刈り、山林等の保全など対応すべき課題が山積しております。こうした状況は、防犯、防災といった安全面はもとより、イノシシ、アライグマなど有害獣を増加させる大きな原因の一つと推察されます。環境の問題は、どのようなケースであれ、一方向からの対応ではなし得なく、さまざまな角度から取り組まなければ成果が望めないものと認識しております。

住環境の維持、改善につきましては、汚水処理や不法投棄対策、山林保全や遊休地管理、空き地、空き家対策など多岐にわたっており、行政といたしましても各課連携を図りながら、効果的な対策を進めることはもちろん、町全体で取り組むことが必要不可欠であると考えております。

少子高齢化や地場産業への後継者不足など、社会背景の影響もございますが、雑草等による荒れ地や雑木の伐採、危険建物への対応など、所有者へご理解と対応について今後も粘り強く要請するとともに、行政内部においても横断的な取り組みの中で効果的かつ計画的な対応策について検討してまいりたいと考えております。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。課を横断して行うということでございますので、

今答弁いただいたとおりだろうと思いますけれども、それぞれの課がということよりも、一つの分掌の中でそれぞれがどういう役割を果たしていくのかと。また、1回、2回と同じような趣旨で別の課が住民を呼ぶということも、これもちょっと不適切だろうというふうに思いますので、そういう面では連携しながらまず計画をつくっていただくと。そんなに文章は長くなくていいと思うんですね、その中で全庁的な対応をとっていくと。

ちなみに先般も、これは新町ですか、事故に遭ったイノシシが徘徊をして大捕り物があつたというような話を伺っています。その中では警察が県当局とも今後協議して対策をとっていかなければならないというお話を現場でされたやにも伺っております。

ちなみに今月26日ですか、お知らせ版にはこうしたものの講習会をこちらの大会議室を使って行うというような広報も載っておたわけでありましてけれども、それも含めましてどういう対応をとるのか、ちょっと11月26日も含めて、もし説明できるものがあれば説明を求めます。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） お知らせ版等でもお知らせしておりますが、11月26日に役場でイノシシの対策ということで、まずは今行っております補助金の要望調査をまずするための会議を開いて、その中で、一般の町民も参加できますので、その中でどういう対応をしていかなきゃいけないという部分のご説明もさせていただいて、今後、議員ご存知だと思いますが、私この前お話ししたとおり、県の農業事務所を窓口にも、近隣市町とも広域的見地から警察とも協議を進めて今後の対応を図っていききたいというところにつなげていければなというところがございます。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。

ちょっと極端なお話かも知れませんが、御宿町は例の東日本大震災のときに、南相馬市に、町長と一緒に支援に伺ったわけでありまして。その紹介いただいた議員のところの、実は避難地域に指定されておまして、たしかこの7月にそれが解除されたということをお伺いしました。その家がどういう状態かと思えば、大変まだ建てて新しい立派な家なんですけれども、けもの巣になっておいを含めてとても住めないということで解体をされるというふうにお伺いしております。ただ、議員ですから直接帰るんでしょうけれども、近隣の方が皆さん地元へ帰るかということにはならないようでございますので、そうした、いわゆるけもの巣になってしまっていると。これは余りにも極端かも知れませんが、昼間からけものが堂々と道路だとか畑だとか歩いているという状況のようでございます。

そこまでなるかというのは余りにも極端な話でもありますけれども、そういうこともありま



すので、きのうも町長答弁されていますし、今、課長からも答弁いただきましたけれども、私はこれは一自治体の問題ではもう既になくなっていると思うんです。私はこの南房総一帯どこでもそうだと思うんです。ですから、どのタイミングかというのはいいんですけれども、もっと広く広域的に、県も入って総合的なこういう有害鳥獣含めた対策会議を持っていただくと。基本方針をそこでつくっていただいて、一斉に、空中防除なんかもそうなんですけれども、あれ大体日にちを決めてやるんですけれども、そんなふうに、やはりそうしませんと行ったり来たり、動物ですからどこでも歩けますので、結果的には対策の弱いところにどんどん来てしまうということもあろうかと思えます。

ですから、総合的な視野の中できちんと方策を持って、期間も決めながらやっていただく必要がある。これはもう県の音頭を取っていただくしかないというふうに思うんですね。そうしたところまで来ているのではないかというふうに思うんですけれども、これについては町長、いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ただいまの有害鳥獣等に対する広域的な会議の設置についてのご提案につきましては、しっかりと受けとめさせていただきますして、近隣の市町長、または県という協議してまいりたいと思えます。

今このご質問を通して思えますことは、やはり住みよい町づくりというのは全ての町民がご希望のことであると思えますので、しっかりと各担当者間それぞれ連携をとりまして、快適な環境づくりに努めてまいりたいと。よろしく願いいたします。

○10番（石井芳清君） ぜひリーダーシップを発揮していただきたいというふうに思えます。

今日は8年間の検証という中で伺ったわけではありますが、今このいわゆる景観、住環境のお話を最後にさせていただきましたけれども、この間町長はさまざまな施策、事業をされておりましたけれども、昨日も当然そのことが大きな議題となって論議をされたわけではありますが、いわゆる負の遺産と申しましょうか、使っていない、または使い切れていない施設含めてたくさんあるわけですね。具体的に今日は何点か提案をいたしまして、その方針は出していただいたんですけれども、今そうしたものをひとつひとつやはりきちんと方向性をつけると、整理することだけでも、きのうある議員が質問したのも10数項目ありましたよね、たしか。さまざまな施設について、方針についてということで一般質問出されましたけれども、それ以外にもたくさんあるわけですね。そうしたものを私はひとつひとつ形をつくと。リフォームも含めてさまざまな、また活用法、変えることも含めていろんなことがあるわけじゃありません

か。それでまた国もそれに対してさまざまな方針も、施策も出されております。新しくつくる、このことよりも、今この8年間の中で不要不急になった部分、そうしたものを次にどう使っていくのかと、私はこれだけでも時間も費用もかかると思うんです。まずここをきちんと整理される、私も全くそのとおりでと思うんです。もっと豊かな、住民の皆さんにとって価値のある、そういう施設につくり変えていく、またそういう機能を付加する、そういう立場でやっぱりひとつひとつを整理して、うちの地域もそうです、それからこの町なかもそうです。

例えば先ほどもお話が出ましたけれども、御宿保育園、こども保育園、あそこは2つ、正式には3つ区画がありますよね、移管を受けたもの、ご承知だろうと思えますけれども、これについても、私はこの期間に少なくとも何らかの方針が示されるのかなというふうに思っておりますけれども、これつくるだけでも大変だと思いますけれども、昨日の答弁のとおりで思います。まず何も方針が示されておらないと、これも大事な課題だと思うんです。それから、家政高校もそうですし、岩小のこともそうですし、分団庫のこともそうですし、それから各集会所も相当古くなってきていますよね。ある地域も、ぜひ今の区長の中で建てかえてほしいんだという声も先日伺いました。

でも、そうしたものもやっぱりこれからの時代をしょっていく、また人口減少化に伴ってさまざまな機能を付加していくということも、当然町としては考えて提案をして、よりよい施設、活用も含めてだと思えます。そこにやはり心を砕いていくということが本当に大事だと思うんです。それができて初めて次に進むんじゃないかと思うんですね。

両方できるでしょうか、ここのスタッフでできるでしょうか、私はそのことを聞きたいと思えます。ぜひそのことを考えていただきながら、ひとつひとつの成果、確実に前に出る、言葉は簡単かもわかりませんが、目に見えた形で、ああよかったなと住民の皆さんに思ってもらえる、そういう町づくりを進めていく必要があるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 総合計画に見る笑顔と夢が膨らむ町、より豊かに町に住むためにしっかりと仕事をしていきたい。また一つには、昨日答弁があったかもわかりませんが、一つの指針といたしまして、公共施設の総合管理計画、現在策定中でございますので、そのような内容につきましてもしっかりと把握しながら、町全体の公共施設管理について順序立てて進めてまいりたいと思えます。

○10番（石井芳清君） そうですね、議会でもそうですし、住民の皆さんとも、一応資料が

できると思いますので、ぜひ提示していただいて、よりよい効果的な施設運営、また活用をつくり上げていただければと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（大地達夫君） 以上で10番、石井芳清君の一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

(午後 2時35分)

---

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時51分)

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第2、議案第1号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明いたします。

本協議は、地方自治法第286条第1項の規定に基づく組合理約の変更に対する構成団体の協議でございます。

附属資料の新旧対照表の1ページをご覧ください。

第4条第6号の「外房線複線化に対する事業費の貸付等に関すること」を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げるものです。これは、平成28年度をもって、外房線複線化に対する東日本旅客鉄道株式会社からの貸付金の返還及び地方債の返還、償還が完了すること、並びに現在の外房線の利用状況などから、未整備区間の複線化の見込みが極めて厳しい状況であることから、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務であった外房線複線化に対する事業費の貸付等に関することを削除しようとするものであります。

2ページをご覧ください。

別表経費区分の欄中「第5号まで、第7号、第9号及び第10号」を「第6号まで、第8号及び第9号」に、「第8号」を「第7号」に改め、同表第4条第6号の事業に要する経費の項を削るものでございます。これは、先ほどの第4条第6号の削除に伴い、別表経費区分欄の番号

号を変更するものであります。

なお、附則といたしまして、平成29年4月1日から施行することとなります。

説明は以上でございますが、本案はそれぞれ構成団体で議決を得た後、夷隅郡市広域市町村圏事務組合において、県へ規約変更許可申請を行い、許可後に同組合により規約変更の告示がされる予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第3、議案第2号 御宿町立保育所型認定こども園条例の制定についてを議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） それでは、議案第2号 御宿町立保育所型認定こども園条例の制定についてご説明申し上げます。

本議案については、御宿台地区に建設中の保育所型認定こども園の開設に向け、設置管理及び利用に関する条例を新たに整備するものです。

それでは、条文に沿ってご説明させていただきます。

第1条は、児童福祉法に規定する保育所に、幼稚園的な機能をあわせ持つ施設として、認定こども園法に規定する保育所型認定こども園を設置し、保育等の利用に関し必要な事項を定めるものです。

第2条は、認定こども園の名称をおんじゅく認定こども園と、また、位置を御宿町御宿台65番地1と定めるものです。

第3条は、認定こども園に職員を配置することを定めるものです。

第4条は、入園を希望する乳幼児の保護者は、町長の許可を受けなければならないことを定めるものです。

第5条は、入園に際して、規則で定めるところにより、許可しないことができることを定めるものです。

第6条は、保育料について定めるものです。第1項では、入園児の保護者の納付義務について。第2項では、子ども・子育て支援法により、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をもとに保育料を定めることについて。第3項では、延長保育等の保育料について規定し、金額については規則で定めることといたします。

第7条は、保育料の納付方法について規則で定めることとするものです。

第8条は、入園の許可を受けた乳幼児について、入園を取り消すことができることを定めるものです。第1号では、第5条の入園の不許可に該当するようになったとき。第2号では、この条例の規定に従わないときといたします。

第9条は、規則への委任です。

次に、附則ですが、本条例の施行日は平成29年4月1日とします。ただし、第4条の入園の許可、第5条の入園の不許可及び第8条の入園の取り消しについては、公布の日から施行することといたします。

第2項では、現在の保育所の設置管理条例の廃止。第3項では、現在の保育所の入所時について、本条例の施行日において、認定こども園に入園しているものとみなす規定を設けております。第4項、第5項、第6項については、関係条例の一部改正でございます。いずれも、保育所を認定こども園に改めるものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

認定型こども園条例の制定ということでもあります。

昨日、協議会でもこの制定について協議があったわけでありまして。そのときもさまざまな質問を出したわけでありまして、保育所でも昨今説明会があったんですね。大分長時間にわたったということでもありますけれども、大体どのような質問が出されたのかと。基本的には、その質問について十分な回答がなされたのかどうか。私も議員としてですが、いわゆる複合型施設ということで、なかなかわかりづらい内容がまだ現実にはあります。

幼稚園的な機能をあわせ持つと。それから、これまでは保育所として保育に欠ける子どもを預けたと。今回は、申請によって入所できるという大きな違いがあると思うんですね。それも含めて、いわゆる幼稚園、保育所と両方あるわけで、その辺の例えば送り、また迎え、年長、年少を含めてもあろうかと思えます。

そうしたことも含めまして、大変新しい制度で新しい保育所になろうというふうに思いますので、先般申し上げましたけれども、丁寧な説明が必要だというふうに思うわけでありましてけれども、4月1日からということ、これは施行から一部利用するということのただし書きもあるわけでありましてけれども、改めて議会でその辺の内容について伺いたいと思えます。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） まず、昨日御宿保育所におきまして、岩和田保育所の保護者も含めまして研修会がございました。その研修会の前に、事前に質問をいただいております、それに回答するという方式で説明会を行いました。その後、5点ほど再質問をいただいております、1点が空気清浄機の導入検討について、2件目が認定の種類での内容の違いについて。これにつきましては、同じ保育を行うということでご理解をいただきました。空気清浄機につきましては、今のところ設置の予定はありませんという回答をさせていただいております。

3つ目の質問が、移転にあたってお弁当持ちになる期間についてご質問を受けました。これにつきましては、9月議会でも契約の変更を出させていただきましたが、冷蔵庫を新しく買うということで、買わない場合は1カ月半お弁当になってしまったんですが、買うことによって2週間に縮まりました。これについては、安全な給食を提供するために予行演習となりますので、何とかこれをお願いしたいと思っております。

4つ目が、防犯カメラの設置について。これは4カ所設置するとご回答いたしました。

5つ目、最後ですが、子育て支援センターについて質問をいただきましたが、うちのほうは職員を配置するというふうにお答えをさせていただいております。

今回、認定こども園になるわけなんですけど、幼稚園的な機能ということでございまして、今

までは保護者が働いているなど保育を必要とする事由のある3歳以上の子どもを預かっていましたが、認定こども園になりますと、それに加え、保育を必要とする事由のない3歳以上の子どもも預かることができるようになるということが1点。それに加えまして、3歳以上の子どもについては、保育を必要とする2号認定の子ども、これが保育所の利用対象の子どもですが、それ以外の1号認定の子ども、これが幼稚園の利用対象の子どもですが、その双方とが基本的に同じクラスで教育保育を受けるということでございます。これについても、昨日うちの主幹のほうで説明させていただいております。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第4、議案第3号 御宿町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 議案第3号 御宿町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の

一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本条例案につきましては、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、御宿町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

まず、条例の第1条につきましては、条例の趣旨を定めたものですが、特定個人情報の提供について規定いたします法律19条に号の追加の改正があり、特定個人情報の提供につきましては9号から10号に改正されたことから、この号ずれを改正するものでございます。

また、特定個人情報の提供について定める条例第5条についても同様の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、施行の日を法律の附則第1条第5項の施行の日と定めるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

いわゆる上位法の改定による改正だという内容だろうというふうに思うわけですが、この個人番号制の運用でありますけれども、ニュース等でも、例えば事務的に請求があったので、会社等に郵送で送って、事務上開封して個人情報が担保されなかったとか、それから行政等における滞留、証書等の滞留、こういうものが多く出される。また、国においても運用上不適切な内容もありまして、国民の中においても、本当にこれは、一言で言うと個人番号制の運用についての信頼が揺らいでいる状況だろうというふうに思うわけですが、それも含めまして、先般も一般質問でこの番号の交付状況等あったわけでありますけれども、特に事務上、不手際も含めて、それはなかったやに報告をいただいておりますけれども、改めて滞留状況、その滞留している内容があるか、ないかを含めまして滞留、通知も含めて。先般伺っても、数値上、幾つか出ておったかと思っておりますので、それも含めまして改めて伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 先日の一般質問の中でカードの発行状況についてお答えさせ



ていただいておりますが、手続上、個人の申請によって、まず、カードの番号を作成する協会のほうに依頼していただきます。その中で、順次番号が付番されたものが、町のほうに連絡が来まして、できたカードが送付されてくることとなります。そうしますと、町のほうは到着している枚数と、一気に来る場合もございますので、1日10枚から20枚の範囲の中で住民の方に通知させていただきまして、はがきを個人に町から送付させていただきます。町から送付されたものにつきまして、到着し次第、例えば通知カードプラス顔写真が入ったものであれば免許証とか、そうでない場合は国民健康保険の保険証あるいは介護保険の保険証等を2点お持ちいただき交付を行っているところでございます。議会のほうで指摘を受けまして、その発行に際しては充分注意をしながら、正職員において対応してくださいということで、今それを遵守して実行しているところでございます。

それで、滞留ということでございますが、先日報告しましたとおり、発行申請者は1,050名、それにつきまして到着枚数は1,004枚、交付通知の枚数は991枚で交付済みが935枚でございます。ということは、手元に52枚あるということで、これにつきましては先ほど申しましたとおり通知あるいは通知をしてありますけれども、まだ取りにいらっしゃらない方と、通知がこれからなる方という分でご了解いただければと思います。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第5、議案第4号 御宿町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

齋藤税務住民課長より議案の説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 議案第4号 御宿町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、個人住民税、法人住民税に係る延滞金の計算方法等についての整備、軽自動車税環境性能割の創設及び軽自動車税の名称が種別割と定義されたこと、軽自動車グリーン化特例の適用期間が1年間延長されたことなどについて所要の規定の整備を行うため、御宿町税条例等の一部を改正するものです。

本議案は、議案と新旧対照表の後ろに添付してあります資料をもとに説明させていただきます。本案については、同じ条文について施行日をたがえて改正がありますので、条立ての改正文といたしました。

それでは、第1条関係、1ページの第18条の3、納税証明事項については、三輪以上の軽自動車税が、取得時、環境性能割に応じて税率が決定される環境性能割と、4月1日時点の所有者が区分により課税される種別割とされたことから、字句について整理するものです。

第19条、納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金については、三輪以上の軽自動車の環境性能割の申告納付の規定の追記、及び法人の町民税の申告納付について改めて第5号、第6号として記載し、通常14.6%の延滞金の率が、7.3%となる期間について条文の整備を行うものです。

第34条の4、法人税割の税率については、法人税割の標準税率が引き下げられることに伴い、100分の9.7から100分の6と税率の引き下げを行うものです。

第43条、普通徴収に係る個人の町民税の賦課後の変更、または決定及びこれらに係る延滞金の徴収は、個人住民税の所得割について、第48条法人の住民税の申告納付及び第50条法人の町民税に係る不足税額の納付の手続は、法人の町民税についてそれぞれ当初申告した後に減額更正され、その後さらに修正申告または増額の構成があった場合の不足税額の延滞金の計算期間から一定期間除いて計算する規定の追記をするものです。

第80条、軽自動車税の納税義務者については、軽自動車税が2種類になったことに伴い、三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割を、二輪を含む軽自動車等の所有者に種別割を課税する規定の整備を行うものです。

第81条は、軽自動車税のみなし課税について、もともと80条第2項に記載されていましたが、独立して売り主が所有権を留保している場合の納税義務者について規定の整備をするものです。

第1項は買い主を取得者または所有者とみなし、軽自動車税を課する。第2項は、買い主の変更があった場合、新たに買い主となる者を軽自動車の取得者または所有者とみなし、軽自動車税を課する。第3項は、販売事業者等が車両番号の指定を受けた場合は、販売事業者等を取得者とみなし、環境性能割を課する。第4項は、外国等で取得した軽自動車を日本に持ち込み使用する者を取得者とみなし、環境性能割を課すると規定するものです。

第81条の2は、日本赤十字社の軽自動車に対する軽自動車税の非課税の範囲について定めるもので、従前、第80条の2として条例にありましたが、80条より独立した81条の設置に伴う条文の整備をするものです。

また、地方税法第443条第2項、軽自動車税の非課税の範囲に則し、第2号といたしまして、その他それに類するものという文言を追記するものです。

第81条の3は、環境性能割の課税標準について定めるものですが、三輪以上の軽自動車の環境性能割の課税標準は、軽自動車の取得価格とするものです。

第81条の4は、環境性能割の税率について定めるものですが、三輪以上の軽自動車の環境性能割の税率は、燃費基準達成度等に応じて決定され、1号は平成32年燃費基準達成の乗用軽自動車、平成27年燃費基準プラス15%達成の軽トラックを1%、第2号は平成27年燃費基準プラス10%達成の乗用軽自動車、軽トラックを税率2%、第3号はそれ以外の車は環境性能割の税率を3%とするものです。

2ページをご覧ください。

第81条の5は、環境性能割の徴収方法について定めるものですが、申告納付の方法とするものです。

第81条の6は、環境性能割の申告納付について定めるものですが、軽自動車の区分に応じ、車両番号の指定時、車検があった日から15日を経過する日までに申告書を町に提出し、その申告に係る環境性能割額を町に納付する規定を整備するものです。第2項は、環境性能割対象以外の三輪以上の軽自動車の取得者は、前項同様の記述で報告書を町に提出しなければならないと規定するものです。

第81条の7は、環境性能割に係る不申告等に関する過料について定めるものですが、環境性能割の納税義務者が正当な理由なく前条の申告や報告をしなかった場合、10万円以下の過料を課す規定の整備と、過料徴収において納入通知書に指定する納期限をその発送の日から10日以

内とするものです。

第81条の8は、環境性能割の減免について定めるものですが、地方公共団体等公益のため直接専用する軽自動車または第90条第1項各号に掲げる身体障害者等の利用する軽自動車のうち必要と認めるものは、環境性能割を減免できる規定を整備するものです。

第82条は、種別割の税率について定めたものですが、軽自動車税の車種別の税率及び区分は従前と同様とする整備をするものです。

第83条は、種別割の賦課期日及び納期について、第85条は種別割の徴収方法について定めたものですが、軽自動車税の種別割にする字句の整理をするものです。

第87条は、種別割に関する申告または報告について、第88条は種別割に係る不申告等に関する過料について、第89条は種別割の減免について、第90条は身体障害者等に対する種別割の減免について、第91条は原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等について定めたものですが、軽自動車税の種別割にする字句の整理をするほか、引用条文の整備をするものです。

附則第6条については、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について定めるものですが、定期健康診断や予防接種など一定の取り組みを行う個人が、健康の保持、疾病予防対策として平成29年から平成33年、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な体の不調は自分自身で手当てをすること、これをセルフメディケーションといますが、その推進の趣旨から、医療用から転用された一定の一般用医薬品等で、医師の処方箋がなくても購入できる薬、薬局等で買える風邪薬、湿布薬、胃腸薬などがそれにあたりますが、医療費控除の特例として適用を受けることができる規定の整備をするものです。

なお、特例医療費控除の適用を受ける場合は、従来から行われております医療費控除の適用を受けることができません。

3ページをご覧ください。

附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について定めるものですが、当分の間、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は県が行うものとするものです。

附則第15条の3は、軽自動車税の環境性能割の減免の特例について定めるものですが、自動車税の環境性能割と同様に、三輪以上の軽自動車に対しても県が当分の間、軽自動車税の環境性能割についても減免するものです。

附則第15条の4は、軽自動車税の環境性能割の申告納付特例について定めるものですが、軽自動車税の環境性能割の申告納付は、町となっているものを、当分の間、県が行うものです。

附則第15条の5は、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付について定めるもので

すが、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の事務を行うため、その費用を県に交付するものとするものです。

附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について定めるものですが、第81条の4で定めた税率を営業用の三輪以上の軽自動車については当分の間、1号の軽自動車は1%を0.5%に、2号の軽自動車は2%を1%に、3号の軽自動車は3%を2%とし、また第2項で自家用の三輪以上の軽自動車で3号の軽自動車は当分の間、3%を2%とするものです。

附則16条、軽自動車税の種別割の税率の特例、グリーン化特例については、引用条文の整備をするほか、適用期限を1年間延長し、平成29年度分の種別割について、税額の特例措置を講ずるものです。

附則20条の2は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について定めるものですが、現在、66カ国と租税に関する二重課税による重課の回避や、国際的な企業活動の推進を目的に、租税条約が締結されておりますが、租税条約を適用しない国の地域などにおいては、法的な効力がないため、租税取り決めをいたしまして、その地域においては、租税条約締結国と同等の扱いができるように、所得税法等の一部改正がなされました。

改正内容は、外国法人等から得る所得に対し、特例適用利子等を有するものを当該所得を分離課税とする規定の整備及び条例で定める所得割の税率100分の6を100分の3とするものです。

第2項から第5項については、所得に含める特例適用利子等及び特例適用配当の捉え方について規定しております。

附則第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例は、附則第20条の2が新設されたことに伴う条番号と引用条文の整備を行うものです。

次に、条項立て第2条ですが、平成26年に改正いたしました附則について、軽自動車税の種別割に変更するほか、引用条文の整備、種別区分を明確にするものでございます。

続きまして条項立て第3条ですが、平成27年に改正いたしました附則御宿町たばこ税に関する経過措置について、文言の整備及び引用条文の整備をするものです。

次に、附則としてこの条例の施行期日につきましては、第1条に規定し、詳細は資料に記載してあるとおりでございます。

また、町民税の経過措置といたしまして、第1項の個人住民税の延滞金の計算方法は、平成29年1月1日以後に期限が到来するもの、第2項は特定の一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例は、平成30年1月1日から、第3項の法人の税率は平成29年4月以降分から適用し、平成28年度分までの法人税については、従前の例とするものです。

第4項の法人町民税の延滞金の算定方法は、平成29年1月1日以後に納期限が到来するものから、第5項の外国に居住する方の町民税の分離課税における特例適用利子等、特例適用配当等は平成29年1月1日から適用。

次に、軽自動車に関する経過措置といたしまして、平成29年4月1日以後に取得された軽自動車に対して環境性能割を適用し、種別割については平成29年4月以降分から適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、従前の例とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

税条例の改正であります。かなり詳細にわたった改正になるわけですが、いわゆる一般会計の歳入における影響ですね。これによってどのように変化するのか、しないのかについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 一般会計への影響ということにお答えいたしたいと思います。

今回の中では、軽自動車税が2種類に分かれて環境性能割というものが町の税金として賦課されることになりました。これに関しましては、今まで自動車取得税と言われるものがございまして、軽自動車税については2%賦課されていたところでございます。今までは、県がその登録時に徴収をして、5%の徴収事務費の残り65%について各市町に交付されておりましたが、今回県のほうに、町のほうでどのくらい対象になるかということでお伺いしたんですが、実は消費税が平成31年10月まで延期されたことに伴いまして、自動車取得税の廃止もその期間まで延期されたという、8月に閣議決定がされたところでございます。

影響額が実際にどのくらいあるかということについて県に問い合わせましたが、県は今その数字を持っていないということでございましたので、それでは町のほうで例年どのくらいの登録があるのかということで調べました。その中では、ここ数年の傾向では、450台ぐらいの三輪以上の軽自動車でございますが登録がございまして、その中の金額に1%から3%賦課されるということでございますが、実際450台のうち400台近くは中古自動車でございます。その中で、状況等を勘案しますと、50万円以下が免税点以下になっておりまして、約400台のうち8割程度は免税点以下、50万円以下の取引というような傾向があるということで県のほうにも伺ったところでございまして、影響額としましては、平均100万円にしてその対象が60台ぐらい

あるかないかということで考えますと、100万円から120万円ぐらいの間で税が増えるのかなというふうに考えております。しかしながら、県のほうに徴収をお任せするような状況になりますので、当座の間、そのうちの何%かは納付金という形で県のほうに納める形になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第6、議案第5号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

齋藤税務住民課長より議案の説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） それでは、議案第5号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、二重課税による重課の回避や、国際的な企業活動の推進を目的に66の国の間で租税条約が締結されておりますが、租税条約の締結されていない国においては、税制の優遇措置などの適用がないため、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、地方税法等の一部を改正する省令が公布されました。これにより、条

約締結されていない国の一部の地域などが租税取り決めを行った場合、租税条約等実施特例法と同様に扱うことができることとなりました。これを受け、租税取り決めをした国にある法人等から受け取る配当金や利子所得については、国民健康保険税の附則に定めています租税条約締結国等の条約適用利子及び配当の事務処理とは別に、同様の取扱規定の条文を整備し、課税対象となる所得を所得割に含める必要があり、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

それでは、改正内容につきましては新旧対照表をご覧ください。

附則第10項は、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例について、附則第11項は特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例について定めるものですが、外国にある法人等からの特例適用利子及び特例適用配当のある方については分離課税により課税となりますが、国民健康保険税の所得割額の算定、国民健康保険税条例第3条の医療分、第6条の後期高齢分、第8条の介護分及び第21条の国民健康保険税の減額の判定、7割、5割、2割軽減に用いる総所得金額にはそれらの所得を含めるとするものです。

第12項及び第13項につきましては、第10項、第11項新設に伴う項ずれを整理するものです。

また、附則につきましては、この条例は平成29年1月1日から施行となります。

適用区分につきましては、平成29年1月1日以後に支払われるものが該当となり、平成30年度の所得判定から適用となります。

なお、本条例案につきましては、10月28日開催の国民健康保険運営協議会の審議を経ていきますことを報告いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願ひます。



(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第6号、議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第7、議案第6号 町道路線の認定について、日程第8、議案第7号 町道路線の廃止については関連がありますので一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

殿岡建設環境課長より議案の説明を求めます。

殿岡建設環境課長。

○建設環境課長(殿岡 豊君) それでは、議案第6号 町道路線の認定について及び議案第7号 町道路線の廃止についてご説明申し上げます。

このたび町道路線の認定及び廃止についてご提案させていただきますのは、岩和田小波月地先にある町道1587号線の一部が現況宅地内を通っており、当該箇所について宅地所有者より払い下げ申請があったことから、関係道路の整理を行うものです。

認定及び廃止に係る路線名、幅員、延長等につきましてはお手元の議案に表でまとめておりますが、認定につきましては2路線で延長が154.87メートル、廃止につきましては1路線で総延長が180.50メートルとなります。

路線の詳細につきましては、議案に添付いたしました案内図及び路線見取り図にてご説明させていただきますので、そちらをご覧ください。

資料左側案内図でございますが、このたび認定及び廃止を行う路線の位置を示したもので、小波月海岸入り口の向かい側、記念塔進入路の東側になります。

続いて、資料の右側が認定及び廃止路線の見取り図になります。赤色が廃止路線、青色が新たに認定し直す2路線となります。見取り図からもおわかりいただけますとおり、赤色で示した既設路線1587号線は、宅地を横断しており、現況594番地6及び629番地6は、宅地として一体的な利用がなされ、道路としての利用実態もない状況です。このたび、宅地所有者から宅地横断している町道部分について払い下げ申請があり、将来的に影響がないと判断できることから、境界立ち会いを行い、近傍者同意のもと、平成28年8月25日に境界確定協議書が調いまし

たので、道路法第8条第1項及び第10条第3項の規定により、町道路線の認定及び廃止をそれぞれ行うものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

議案第6号、第7号は、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第7号に賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10分間休憩いたします。

（午後 3時45分）

---

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

（午後 4時01分）

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第9、議案第8号 平成28年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） それでは、議案第8号 平成28年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ1,014万4,000円を追加し、補正後の予算総額を14億155万7,000円と定めるものです。

補正内容としましては、後期高齢者支援金等の決定に伴う増額及び前年度国庫支出金の精算に伴う返還金の増額でございます。

それでは、各費目の詳細につきまして予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

歳入予算ですが、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金の37万9,000円ですが、後期高齢者支援金の決定に伴い、国庫負担金の交付額が増額となるものでございます。

9款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金の976万5,000円ですが、前年度繰越金を国庫支出金返還金の増額分に充てるものです。

以上、歳入予算として1,014万4,000円を追加しております。

次に、歳出予算ですが、6ページをご覧ください。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金の1万2,000円ですが、後期高齢者支援金の決定に伴う増額でございます。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金の3万2,000円ですが、前期高齢者納付金の決定に伴う増額でございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金の1,010万円ですが、前年度に交付を受けた療養給付費等負担金の精算に伴う返還が生じたため増額を行うものです。

以上、歳出予算として1,014万4,000円を追加しております。

なお、本補正予算につきましては、去る10月28日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第10、議案第9号 平成28年度御宿町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長(埋田禎久君) それでは、議案第9号 平成28年度御宿町介護保険特別会計補正予算(案)(第2号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ7,885万6,000円を追加し、補正後の予算総額を10億3,032万9,000円と定めるものでございます。

補正の主な内容といたしましては、介護サービスの利用増加に伴い、保険給付費が当初見込みを上回ることから、追加補正をお願いするものでございます。

次に第2条ですが、地方債に関する規定でございまして、予算書の4ページをご覧ください。

財政安定化基金貸付金として、限度額913万7,000円を借り入れるものでございます。

介護保険制度では、給付費等の増により介護保険財政に不足が生じた場合、県が保有する財政安定化基金から必要な資金の貸し付けが受けられるもので、今回、保険給付費において当初見込みを上回り財源不足が見込まれることから、借り入れを行い、地方債として計上するものです。借り入れ利率については無利子であり、償還方法につきましては、次期介護保険計画の期間である平成30年度から32年度の3年間で分割償還するものでございます。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

6 ページをご覧ください。

歳入予算ですが、1 款介護保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料で、258 万 8,000 円の減額でございます。当初予算においては、過去の実績等を勘案しながら年度当初被保険者数並びに年齢到達や転入など被保険者の増加を見込み保険料を算定したところですが、現段階で被保険者数が見込みよりも下回っており、減額をお願いするものです。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費等負担金等の 1,302 万 6,000 円ですが、保険給付費の増加に伴い、国の法定負担分を追加するものです。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費等交付金で、2,626 万 6,000 円の追加です。内訳といたしまして、国庫支出金と同様、保険給付費の増加に伴う社会保険診療報酬支払基金の法定負担分について、現年度分として 2,207 万 9,000 円を追加するほか、平成 27 年度の精算として過年度分 418 万 7,000 円の追加交付を受けるものです。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費等負担金 1,668 万 6,000 円ですが、支払基金交付金と同様、保険給付費の増加に伴い、県の法定負担分を現年度分として追加するとともに、平成 27 年度の精算として過年度分の追加交付を受けるものです。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費等繰入金 985 万 7,000 円ですが、保険給付費の増加に伴い、町の法定負担分を追加するものです。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金の 647 万 2,000 円ですが、前年度からの繰越金を追加するものです。

9 款町債は、先ほど第 2 表でご説明いたしましたとおり、913 万 7,000 円を計上いたしました。

以上、歳入予算として 7,885 万 6,000 円を追加しております。

次に、歳出予算でございますが、8 ページをご覧ください。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス等諸費につきましては、6,805 万 6,000 円の追加でございます。

平成 28 年度より、定員 18 名以下の通所介護については地域密着型介護サービスに位置づけられ、支出科目についても居宅介護サービス給付費から、地域密着型介護サービス給付費に移行するものです。当初予算編成時には、該当する事業所数や利用者数の把握ができなかったことから予算計上ができなかったものですが、半年が経過し、今回ある程度の見込みが可能となったことから、予算の組み替えと追加をお願いするものです。

予算計上といたしましては、居宅介護サービスについて2,790万円を減額する一方、今後の利用増も踏まえ、地域密着型介護サービスに3,525万円を計上いたしました。

前後いたしますが、特養や老人保健施設の利用者の増加から、施設介護サービス給付費に5,995万6,000円を追加するとともに、居宅介護サービス計画給付費について75万円を計上するものです。

2目介護予防サービス等諸費の155万円の追加ですが、予防サービスにおいて通所リハビリテーションの利用が当初見込みを上回ることから増額するものです。

2項その他諸費、1目審査支払手数料については財源更正です。

3款高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費470万円の増額ですが、利用者の増加に伴うものでございます。

4項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費は財源更正です。

5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費の455万円ですが、施設サービスの利用増加に伴い、食費、居住費に係る保険給付費に不足が生じることから追加するものです。

3款地域支援事業費、1項介護予防事業費並びに2項包括的支援事業・任意事業費については財源更正です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

介護保険の補正ということですが、6ページと申しましょうか、4ページでまず地方債の繰り入れということで、先ほどの説明の中では、借り入れを行い、平成30年、平成33年度の保険料の算定に入るという中で返済をするということのようでございますが、そうしますと、3年ごとの保険料の見直しであったかと思えます。これは、計画をもとに保険料を算定することになっておったかと思えますが、いわゆる平成30年、平成33年の計画に基づく保険料に、今般また、もう1年ありますよね。29年ありますので、このままいくと多分29年度も同様の内容だろうなというふうに思うわけでありましてけれども、そうしたものが次期保険料の中にプラスされていくということによろしいのかどうか。

それから、もう一点は6ページの第1号被保険者保険料ということで、これは当初の見込みを大幅に下回るという中で減額補正を行うということの説明であったわけでありましてけれども、

先ほどの現行の計画における想定被保険者数で、これは総合計画、それから昨年は地域創生の中でもう一度シミュレーションを行いましたよね。去年の計画というのは当然反映されていないのは、地域創生のシミュレーションというのは反映されていないのはわかるわけでありましてけれども、この総合計画における各人口それぞれのシミュレーションがあったかと思えますけれども、それとも乖離したということなんでしょうか。一般的には、総合計画に基づいて各種計画というのがつけられるというふうに思うわけでありましてけれども、その点でどうであったかについてただしたいと思えます。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 1点目の借り入れに伴う保険料への影響でございますが、今回913万7,000円を借り入れいたしまして、平成29年度3,000万円を借り入れしますと、1か月1人あたり300円増える見込みとなります。現在が基準額で1人4,400円でございますので、300円を足しますと4,700円となります。これは今の介護保険料に反映させた場合ですが、4,400円の場合は、県内54団体中、低いほうから5番目であるわけなんですけど、仮に4,700円としますと低いほうから20番目ぐらい、大体27団体が真ん中ですから真ん中より少し低いぐらいの数値になります。

次に、保険料についてなんですけど、当初予算につきましては3,674人を見込みました。これが現在3,647人でありまして、マイナス27人の減となっております。昨年の27年度7月の本算定ですと3,597人ということで、その前の年に比べて2.6%増となっておりますので、28年度については2.1%増で見込みました。実際は、結果的には1.4%増にとどまっているということでございます。これは、町民の場合は65歳になるのはわかるんですけど、町民の死亡と転入、転出の関係でこのようになったものでございます。

総合戦略等との関係ですが、まだ32年度までは若干ではありますが増える方向であるということ、増えるということには変わりがないので計画どおりにはなっていると思えます。

ただ、今後、32年から37年に向けましては高齢者の数も減ってくるということでございます。以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

計画がプラス2.1%で、この間の推移が1.4%ということで0.7ですか、減じたということだと思えますけれども、それはそれでわかるんですけども、全体的というよりも総合計画における高齢者の想定人口がありますよね。その人口の増減と、本計画との増減の差異があった

のか、なかったのかということが先ほどの質問の趣旨なのですが。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 同じ平成28年度という想定はないんですが、現在3,647人だったと申しあげましたが、平成29年度でいいますと、65歳以上は3,656人ですね。年が1年違うので比較はできませんが、今年から来年にかけてももちろん増えるでしょうから、ほぼ見込みどおりということでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。総合計画の推計値に近い状況で、介護保険の被保険者数も推移しているということで了解いたしました。

もう一点、8ページでありますけれども、ここで地域密着型介護サービス給付費という中で、これは当初なかったという中で、なかなか推計できなかったということでの補正ということで、これはこれでわかるわけでありまして、いわゆる居宅型から施設介護ということで、このことの組み替えは当然のことだろうと思いますが、そもそもいわゆる健康寿命、QOLとも関係があるわけでありまして、病気になる、そもそもその介護、病気になるような健康づくりというのが今後ますます重要になってくるかと思えます。また、そうしたものを最終的に医療とか介護の施設とか条件整備も必要だろうなというふうに思うわけでありまして、一般会計も含めまして、そうしたものの手だてというのがあった。例えば、認知症でありますとかが一番大きな問題になろうかと思えますけれども、そうしたものの手だて、栄養管理も含めまして、その辺についての事業というのは今以上に、これまでも充実させていくという、簡単に言うとそういう答弁をいただいておりますけれども、今以上に必要になってくるかというふうに思うわけでありまして、その辺についての事業方針と申しましょか、考え方について承りたいと思えます。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 保健事業につきましては、後期高齢者支援特別会計、一般会計等それぞれにございますが、今やっているものを充実させるとともに、今後も町民の健康のために事業をいろいろ組み替えてやっていきたいと考えております。

また、介護特会でございますが、介護予防なんですが、今年度からいろいろ専門のリハビリテーション専門職連携事業とか行いまして、同じ鶴亀事業という名称なんですが、今年度からいろいろ方法を変えて行っております。

介護予防につきましては、今年新しく組み替えましたので、これをさらに充実させていき



いと考えております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第11、議案第10号 平成28年度御宿町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 平成28年度御宿町一般会計補正予算（案）（第6号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれに6,144万7,000円を追加し、補正後の予算総額を41億2,773万9,000円と定めるものでございます。内容につきましては、国の第2次補正予算の成立により給付することとなった経済対策分臨時福祉給付金に係る予算のほか、職員の産休等に対応するための人件費、公共施設等の維持補修費、その他住民福祉の維持向上のため、緊急性と必要性の高い事業の執行に係る予算を追加しております。

なお、財源につきましては国庫支出金、県支出金のほか、平成27年度からの純繰越金を計上し、収支の均衡を図っております。

それでは、予算書の内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書に沿って説明いたします。

6 ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、9節臨時福祉給付金事業費補助金の2,700万円は、国の第2次補正予算で経済対策の一つとして追加されました臨時福祉給付金の事業費に対する国庫補助金です。また、次の10節の381万3,000円は、この給費金の支給に要する事務費に対する国庫補助金です。臨時福祉給付金の給付に要する経費には、原則として、その全額に国庫補助金が交付されます。

15款県支出金、2項県補助金、5目商工費県補助金、2節商工費補助金の150万円は、千葉県消費者行政推進事業補助金であり、事業採択が決定しましたので、歳出予算とあわせて追加するものです。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の2,913万4,000円は、前年度からの純繰越金を追加し、収支の均衡を図るものです。

以上、歳入予算に6,144万7,000円を追加しております。

7 ページをご覧ください。

歳出予算でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節役務費の4万6,000円は、認定こども園の3月一月分の建物保険料です。23節償還金利子及び割引料の100万7,000円は、過年度に交付された震災復興特別交付税が事業実績等により減額となった場合には、翌年度以降の算定額で調整していくこととされておりましたが、その調整すべき額が全国的に高どまりしていることから、今年度から、調整すべき額がある場合には当該年度中に国庫に返還する制度が創設されました。御宿町では、平成28年9月分の算定後に100万7,000円の未調整額がありますので、返還金として当該額を追加するものです。

3目財産管理費、11節需用費の41万8,000円は、庁舎管理消耗品の不足に対応するための消耗品費として26万円、庁舎照明器具の修繕料として15万8,000円を追加するものです。

4目企画費、13節委託料の138万7,000円は、光ファイバーケーブル設備の保守委託料で、電柱の移設件数の増などに伴って当初の見込みを上回ることから、所要額を追加するものです。

5目諸費、11節需用費の7万5,000円は、腐食により倒壊の危険性がある木柱防犯灯1基を交換中に交換するものです。

6目防災諸費、3節職員手当の58万円は、各種災害への対応経費として職員の時間外手当38万4,000円、管理職員特別勤務手当19万6,000円を追加するものです。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、28節繰出金の985万7,000円は、介護保険特別会計への法定繰出金で、介護サービス利用の増加に伴う所要額の追加でございます。

6目臨時福祉給付金事業費の各項目は、国の第2次補正予算に経済対策の一つとして追加された臨時福祉給付金の給付に係る経費で、3節職員手当から8ページの14節使用料及び手数料までを事務費として合わせて381万4,000円、19節負担金補助及び交付金は事業費として2,700万円の追加をするものです。事業内容は、所得と消費の底上げを図るために、平成26年4月の消費増税の影響を緩和する措置して、低所得者へ1人当たり1万5,000円を給付するものです。

2項児童福祉費、3目保育所費、2節給料の76万円は、1名の産休育休対応として、1月からの採用を予定する任期付短時間職員の給料でございます。4節共済費の11万3,000円は、任期付短時間職員の社会保険料でございます。11節需用費の60万7,000円は、認定こども園開園の前に整備が必要な調理室用衛生用品などの購入費として21万5,000円、完成後から年度末までの電気料金など光熱水費として39万2,000円を追加するものです。

4目児童福祉施設費、13節委託料の65万9,000円は、こども園の整備に関連して行う周辺のり面の草刈り業務委託費です。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、11節需用費の28万7,000円は、ミヤコタナゴ生息地において、先日の豪雨などにより洗掘被害が生じた堤体の修繕費でございます。

2項清掃費、2目じん芥処理費、11節需用費、光熱水費70万円の減額は、焼却炉内設備の故障により稼働を停止せざるを得ない状況が生じ、停止期間中の電気代の減額を見込むものです。13節委託料、焼却灰搬出委託の28万8,000円の減額は、同じく炉の稼働停止期間中の焼却灰の処理の減額を見込むものです。可燃ごみ処理委託の350万円は、可燃ごみの処理を外部機関へ委託する必要予算を追加するものです。

9ページでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金の21万3,000円は、イノシシ被害防止対策補助の当初見込みを上回る申請に対応するため、所要額を追加するものです。

3項水産業費、2目漁港整備費、13節委託料の122万1,000円は、漁港の機能維持には適時の施設改修が必要ですが、御宿漁港は国庫補助の採択要件を満たしておらず、多額の地方負担が想定されます。国庫補助の採択を受けるため、御宿漁港と岩和田漁港を合併し、1つの漁港とした上で補助申請をする方法がありますが、今年度中に合併手続を進めるにあたり、正確な漁港区域図が必要であることから、漁港区域の測量と製図に必要な予算を追加するものです。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費の各費目は、千葉県消費者行政推進事業補助金の交付決定を受けて実施する、電話で詐欺などの特殊詐欺被害防止啓発事業に要する経費合わせて138万7,000円です。当初予算で措置しております事務用封筒の印刷費にも当該補助金を充当するため、財源更正額11万3,000円を一般財源欄にマイナス表記しております。11節需用費の6万4,000円は、まちかどつるし雛めぐりで配布するリーフレットの印刷費です。13節委託料の127万3,000円は、各種イベントで配布する啓発物資の作成経費です。14節使用料及び賃借料の5万円は、キンメ祭りでの啓発ブースの備品借り上げ料です。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、15節工事請負費の480万円は、緊急に修繕すべき御宿台地先の1路線、浜地先の1路線、計2路線を含んだ町道の保護工事費を追加するものです。

2目道路新設改良費、15節工事請負費の148万円は、道路環境改善のため、地域からの要望が強い岩和田地先1路線の補正改良工事を実施するものです。

10ページでございます。

9款教育費、2項小学校費、3目組合学校費、19節負担金補助及び交付金の90万円は、布施学校組合における公会計システムの整備費や消火設備の更新費などの追加予算について、御宿町の負担分を措置するものです。

3項中学校費、1目学校管理費、18節備品購入費の43万2,000円は、御宿中学校の消防設備点検に伴う消火栓ホース及び消火器の買い替え費用でございます。

2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金の40万円は、夷隅郡市新人体育大会において県大会へ出場する部があることから、交通費等の補助金を追加するものです。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、8節報償費の13万円は、日本メキシコ交流400周年を記念して作成された歌曲「あの日を忘れない」について、より多くの人に演奏される機会を提供し歌を広げていくために、バイオリン用に編曲していただくことに対する作曲者への謝礼金を追加するものです。

2目公民館費、11節需用費の20万円は、公民館2階のコンクリート製の手すりの補修費で、6月の定例会にて応急修繕費を追加させていただき対応いたしましたが、新たに別の箇所に爆裂が確認されたことから、再度修繕料を追加し、破片落下防止の対応を図るものです。

5項保健体育費、2目体育施設費、13節委託料の49万7,000円は、B&G海洋センタープールの鉄骨の腐食が進んでいることから、施設の安全性を確認するために、鉄骨の強度診断を実施するものです。15節工事請負費の66万5,000円は、6月の定例会で予算を追加して実施して

おります旧岩和田小学校屋内運動場の雨漏り改修工事において、特に傷みのひどい箇所に追加工事の必要が生じたことから、所要額を追加するものです。

以上、歳出予算に6,144万7,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

一般会計補正ということではありますが、7ページ総務費、財産管理費、41万8,000円の補正額であります。消耗品費、修繕費ということで、電球とあと修繕料ということのご説明でありましたが、いま一度この内容について説明を受けたいと思います。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） まず消耗品費のほうでございますが、こちらについては庁舎関係の消耗品ということでございます。主な内容といたしましては、庁舎の中の蛍光灯、事務室ですとか、それから廊下、そうしたところの蛍光灯の取りかえのための経費と、それから補修用のセメント等の購入費というようなことでございます。

それから、修繕費につきましては、こちらにつきましてはやはり照明なんですけど、4階のレセプションルームの高い天井部分の照明が、丸い照明器具なんですけど、こちらのほうが蛍光灯の生産が終了したということで、LEDの機種に取りかえるというようなための修繕費ということでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） もう少しゆっくりしゃべっていただかないとよく聞き取れませんでしたけど、大体のことはおおよわかりました。

庁舎管理ということではありますが、その次に防犯灯の修繕料というのも企画のほうで載っておるわけでありましてけれども、前回にも質問をしたところでありましてけれども、庁舎の進入路、駐車場のところの防犯灯と申しましょうか、道路照明灯というか、よくわからないんですけども、もう11月ですので一番暗い時期で、5時回っちゃうと暗いと思うんですね。たしかこれはもう予算計上されておったかと思うんですね。ここの部分だと思うんですけども。危険なやつを取り外した中で、もう夜になると非常に暗いし仕切りがありますよね、車をとめておくところも含めて。段差もありますし。それから、防犯灯をつけていた台が金属製で、このくらいの高さで鋭角になっていますので、もしつまずいて転んで当たったりしますと大けがになり

ますので、至急対応を求めたいというふうに思います。

それからもう一つ、この庁舎管理の中で、今日は多分ここはエアコンは入っているというふうに思うわけでありませけれども、12月1日とかいう一定のルールはあるかと思ひますけれども、せつかく設備したものでありますし、町長も先ほど一般質問の中でも答えておりましたけれども、寒い中で、職員の皆さん、工事も含めていろんなこともやりながら帰ってきて、まだ現実的に帰ってきた中で、事務をとらなくちゃいけないという状態もあろうかと思ひます。

それから、サンデーオープンもありますよね。夏場はあれにしろ、冬場は特に寒い中で、特にこここのところだと思ひんです。2階棟で多分サンデーオープンされていると思ひんです。ここは、ご承知のとおり事務室ではありませんので、やはり暖房、冷房、特に局所的なところについては、こここの暖房をとっていただかないと事務がとれないと思ひんですね。そういうことでもありますので、まだこれから寒くなります。来年の4月来てもなかなか寒いと思ひますので、ぜひ現年度の中でその辺の対応は素早くしていただきたいと。ここは、集中でのエアコンと申しませしょうか、冷暖房になっていると思ひますので、そうした個々のものというのはいできないというふうに思ひますので、ぜひそこも含めて、この庁舎の電灯もそうですし、庁舎外の施設内の夜間も含めて、早期の対応を求めたいというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） まず、庁舎の外の照明の件でございますが、こちらにつきましては職員通用口の前に1灯ございませして、これは今までついておるんですが、やはり本体のほう弱ってきているという状態で、間もなく撤去したいということの中で、この部分の新しい照明のつけかえはもう発注させていたるところであります。

あと、先ほどの、器具の残りが飛び出している。こちらについても、撤去の部分については発注をさせていただきますところでございます。

あと、下の駐車場の部分についてはLEDの照明は設置いたしましませ明るくなっておる状況なんです、今年度の残りの予算の中で、こちらの奥の消防本部に向けてのところは現行予算の中でもう1灯つけたいというふうに、調整させていただきますというふうに思ひております。

それから、空調の関係でございますが、お話しいただいたとおり、職員の勤務の環境、それから健康保持の部分もございませるので、細かにフロアごととかそういった設定もできる状況になっておりますので、そういった対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 素早い対応を求めたいと思ひます。

次に移ります。

8 ページであります、児童福祉費の中の委託料ということで、草刈り、これは先ほどのご説明では、こども園開園に伴うものということでありまして、のり面のところだと思いますが、県の言う急傾斜ではありませんけれども、こののり面は非常に落差もありますし、そののり面の状況も非常にでこぼこがあるということだろうと思います。これは、今からですから、今年度は1回程度できれいな状況が保てるかと思えますけれども、これから開園をしますと、少なくとも3回から4回程度は草刈り等をしていかないときれいな状況は保てない。それは先ほど言った、有害な鳥獣だとか虫だとか含めて、そういうものも当然あるかと思えます。

ここは児童福祉費ということで、この中で見ると保健福祉課で維持管理をしなければならないのかなというふうにも思うわけでありましてけれども、これは当然、認定こども園というのは柵があつて場所も決まるわけですね。そういう中で、保健福祉課だけで管理し切れるのかと。ここは、一般的には企画ですか、従事関係にもなると思えますし、この下の部分も大きく分けて3面あるわけですね。その中の1面が今度の認定こども園、あと2面あつて、下の部分が非常に広大に残るわけじゃありませんか。のり面だけじゃなくて、そこも一定の管理をしておかないと、今度の認定こども園の環境というのは、私は保全されないと思うんですね。そういう問題もこれから出てくると思えますので、ぜひこの部分はきちんと対応していただきたいというふうに思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ありがとうございます。

これから来年の3月に向けて、今、建築も進んで、また開園準備に入るわけですが、管理面については、外構部分、また内部の部分としっかりと管理していきたいと思えます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 認定こども園、もう設計の大まかな俯瞰図も見せていただいております。この間も委員会等で視察もさせていただきましたけれども、一言で言って大変立派な保育所が完成するというふうに見ております。しかし、たしか工事図面では、こちらから東面になりますか、町道から見ても、道路と歩道、それ以外のところが設計に入っていなかったと思うんですね。ですから、それも含めまして見た感じでも、保育所は立派なんですけれども、周りが草ぼうぼうということはやはりこれはまずいと思えますし、今町長もおっしゃられておりましたけれども、そこも含めてきちんと整備された状況、子どもたちを安心して預けられる状況ということについて心配りをいただきたいということを重ねて申し上げて質問を終わります。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） 8番、土井です。

9ページの漁業水産費、この漁港区域の平面図作成という委託ということで、かつて漁港は、岩和田漁港が2種、御宿漁港が1種ということでその中で両組合がたしか平成13年に合併したんだなと思っているんです。

今回こういう見直しをすることによって、法律が変わったのか、何が変わったのか、いまいち私はよくわからないんですけれども、それからもう何年ですか。私の記憶で、合併してから15年たっているんですけれども、その間の15年、こういう作業がもっと早く必要だったんじゃないかなと単純に考えるんですけれども、その辺をちょっと詳しく説明してもらいたいと思います。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 今回の測量の委託費につきましては、今、議員おっしゃるとおり、御宿漁港が第1種漁港、岩和田漁港が第2種漁港ということで、漁港の指定がされておったわけですが、今回、国庫補助の採択要件というものがございまして、その要件に御宿漁港の今の状況ですと、今後補助事業の採択を受けるためには規模が足りないという部分で、今後予想されます補助事業をいただくための手続をとるために、漁港を合併した形で、規模を超えたものとして漁港を指定するような形になります。これにつきましては、岩和田漁港と合併漁港として補助採択の漁港規模の要件が満たす変更手続を今後とるために、漁港区域図が必要になると。その中で、測量するところが、今の岩和田漁港の範囲のもととなる基準点ですね。この基準点と御宿漁港の範囲を示す基準点が世界測地の基準点を使わなくてはいけないということでの基準点を2点設置するものと、この基準点をもとに岩和田漁港と御宿漁港の区域図をあわせてつくって、それを提出して変更をかけるというところでございます。

これにつきましては、今後、漁港・漁場施設の長寿命化を図るために、漁港改良、漁港改修、修繕箇所を調査して機能保全計画というものを策定しなくてはいけないと。これが喫緊に迫っておりますので、この計画策定費用につきまして平成29年度まで国が補助事業の対象にするというところで、補助採択の規模の漁港にすることが必要となったというところが今の状況でございます。

以上です。



◎時間延長の件

○議長（大地達夫君） お諮りいたします。

間もなく5時になります。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議ないものと認めます。

本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

---

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） 今、私の質問の仕方が悪かったのかもしれないんですけども、この組合が平成13年に合併して、今までは補助をもらいながらいろいろ補修もしてきました。15年のタイムラグがある中で、新たに法律ができたからこういうことにするんだということだったら理解するんですけども、そのタイムラグのときにこれを早くやっておけば、補修費なりが、国庫補助なり受けて、もっと町が楽になったんじゃないかなと思うんです。

これは多分、漁港区域を見直すということですか。今、岩和田漁港の漁港区域がある。御宿漁港の漁港区域もあります。これを見直して一つの漁港としてみなせば公共事業、補助事業を受けやすくなると、そんな理解で法律も、ごく最近そういうものができたからこういう行為をするんだということであれば私は理解するんですけども、以前、もっと前倒しでこのことをやっていれば、漁組の分担金だって大分助かったんじゃないかなと私は思うんですけども、その法改正がいつなされて、それで今こうしなきゃいけないんだということを聞きたいんです。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 今まで国庫補助で行ってきた工事につきましては、この規模の部分、岩和田漁港の改修をずっとやってきておるわけですね。

今までの補助要綱の中で、御宿漁港が工事をやるのであれば、やはり今回補助の採択要件からは外れてしまうということになっていたんですけども、御宿漁港自体は今まで工事をしてきていませんので、国庫補助で、合併後です。なので、これから長寿命化を図るために国庫補助を必要としますので、それで今回合併をするような形です。

今、1種漁港の御宿漁港と2種漁港の岩和田漁港を合併すると、岩和田漁港の一部として御宿漁港が入りますので、新たに漁港の範囲を決めるのではなくて、あわせた形で一つの漁港と

ということで、一つの漁港が御宿町の中にあるというような形になります。岩和田漁港と御宿漁港については一つの名前になりますので、その漁港の中の、まだ名前がはっきりしていませんけれども、岩和田漁港の部分と御宿漁港の部分ということで、両方があわさった形で一つの漁港になるというところでございます。

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） つまりは、2つの漁港を一緒にすると、御宿漁港の補修が補助事業の対象になるということの理解ですか。今後、御宿漁港は管理の補修を必要としているんですよ。かつて御宿漁港は補修をしましたよね、沖堤防を。それで、ほとんどあそこはかなりの改修をしていかないとたないだろうということが大方の予想なんですけれども、少しずつ直していくかというような漁組のほうの考えだったような気がするんですよ。

ということは、あその御宿漁港を今後新たに改良して、堤防をつくっていくという計画を盛っているということですね。そういうことでつくるわけですね。そういう理解でいいですね。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） そのどこを直していくかということ調査するための計画をまず立てないといけない。その計画を立てるための補助事業がありますので、その補助事業をもらうためにも、今回合併をしなきゃいけない。その計画を立てた後に順次直していくような形になりますので、長寿命化は、どこの部分が長寿命化を図らなきゃいけないかの調査をするための、その計画づくりをまずしなきゃいけないんですが、その計画づくりにも国庫補助があたりますので、それをいただくために御宿漁港と岩和田漁港を合併して、その採択要件の規模になるような形を今回とるということでございます。

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） 以前から御宿堤防はかなり老朽化していて、かなり苦慮しているところだったんですね。ですから、15年間タイムラグのある中で余りにも、15年も、遅いんじゃないかなという気がしたんですよ。そういう方法があるんだったら、もっと早くやるべきだったんじゃないかなと思うんです。法改正があったんじゃないんですね。なかったんですね。それも聞いたかったんですよ。これで新たに漁組のほうで御宿漁港を積極的に直していきたいという要望があるから、ここで補助事業採択を受けて、なるべくお互いの町と漁組の負担額を減らしていこうという趣旨でやるということですね。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） すみません、説明がちょっと未熟でして。

岩和田漁港も同じ土俵なので、岩和田漁港も今後、直していく箇所が出てくれば、その計画の中に盛り込みますので、岩和田漁港と御宿漁港をあわせてその計画を立てるという補助金をいただくために、合併をしないと採択規模にならないというところがございますので、御宿漁港を中心に改修するという話ではなくて、全体計画を立てて、その緊急度によって順繰りに年度ごとにやっていくというところの計画になると思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎発議第1号～発議第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第12、発議第1号 一般財源による公立保育所の運営を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書の提出について、日程第13、発議第2号 保育士の大幅な処遇改善を求める意見書の提出について、日程第14、発議第3号 家計における子育て費用の軽減のため保育料を低減させる制度の拡充を求める意見書の提出については関連がありますので、一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

提出者、2番、北村昭彦君、登壇の上、発議第1号、第2号、第3号の提案理由の説明をお願いします。

2番、北村昭彦君。

(2番 北村昭彦君 登壇)

○2番(北村昭彦君) 2番、北村です。

議長より許可をいただきましたので、発議第1号、発議第2号、発議第3号の提案理由及び意見書案について説明させていただきます。

発議第1号の提案理由は、公立保育所の設置費や運営費の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すための意見書を関係行政庁に対し、地方自治法第99条の規定により提出したく議決を求めるものです。

意見書案の要旨について説明いたします。

少子化対策が国の緊急の課題となっている中で、待機児童の解消が重要課題となっています。しかし、保育所の運営費等を市町村の一般財源で賄う制度を国が導入しているため、自治体の財政が圧迫され公立保育所が廃止に追い込まれるなど、待機児童対策に逆行している事態となっています。国の少子化対策の重要な課題である待機児童解消には、地域福祉施設としての公立保育所の存続が必要であることから、本意見書の関係行政機関提出をお願いするものです。

以上で発議第1号について説明を終わります。

続きまして、発議第2号について説明をいたします。

発議第2号の提案理由は、保育士の大幅な処遇改善を求める意見書を関係行政庁に対し、地方自治法第99条の規定により提出したく議決を求めるものです。

意見書案の要旨について説明いたします。

待機児童の解消が困難なのは、保育施設の不足だけではなく、保育士が足りないということも大きな要因となっております。待機児童の解消のためには、保育士の労働条件や労働環境などの改善を行い、保育士不足の改善を図ることが必要であることから、本意見書の関係行政機関提出をお願いするものです。

以上で発議第2号の説明を終わります。

最後に、発議第3号についての説明をいたします。

発議第3号の提案理由は、子育て費用の家計負担軽減のため保育料を低減させる制度の拡充を求める意見書を関係行政庁に対し、地方自治法第99条の規定により提出したく議決を求めるものです。

意見書案の要旨について説明をいたします。

少子化の進行は人口の急激な減少を招き、地方自治体は存亡をかけた対策が求められており

ます。日本は教育や保育に係る費用が非常に高額であり、このことが希望の子どもの数と実際に産み育てる子どもの数、これの乖離を生むというこちらの原因の一つとなっております。

少子化対策には、家計における教育費それから保育費の負担軽減をする制度の拡充が必要であることから、本意見書の関係行政機関提出をお願いするものです。

詳細な内容につきましては、配付いたしました意見書案のとおりでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

発議第1号から第3号は、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

発議第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

発議第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（大地達夫君） 以上をもちまして今定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで石田町長より挨拶があります。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 平成28年第4回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、一部事務組合の規約改正に伴う協議のほか、条例改正や補正予算等計10議案のご審議をいただきましたが、いずれもご承認、ご決定いただき閉会の運びとなり、ここに御礼を申し上げる次第でございます。

行政運営につきましては、議員各位、関係各位のご理解とご協力により、さまざまな事業を展開してまいりましたが、早いもので今年も残すところ一月余りとなりました。

これまで、2期およそ8年間にわたり議員の皆様方には多大なるご指導、ご鞭撻をいただき、町民の皆様福祉向上のために務めることができましたことを深く感謝申し上げます。議員の皆様におかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

これから寒さに向かってまいります。皆様方におかれましては、お体には充分にお気をつけられ、穏やかに新しい年を迎えられますようご祈念を申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(大地達夫君) どうもありがとうございました。

議員各位には、慎重審議いただき、また議事運営につきましてもご協力いただき、円滑な運営ができたことを厚く御礼申し上げます。

以上で平成28年御宿町議会第4回定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

(午後 5時05分)